

民事判決情報データベース化検討会

第4回会議議事録

第1 日時 令和5年1月30日（月） 自 午後1時
至 午後4時

第2 場所 オンライン開催

第3 議事

- 1 開会
- 2 民事判決情報のデータベース化のニーズ・意義について
- 3 適正な利活用の促進に向けたデータベースの在り方について
- 4 制度整備の在り方について
- 5 次回以降の議事、日時等の説明
- 6 閉会

議 事

山本座長：

ただ今から、民事判決情報データベース化検討会第 4 回の会議を開会したいと思います。

本日も御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日は所用のため、中原委員が御欠席、湯浅委員が午後 3 時頃中座の御予定と伺っております。なお、御欠席の委員からは事前に御意見を伺っておりますので、そちらにつきましては前回同様、適宜のタイミングで事務局の方から代読をお願いしたいと考えております。

それでは本日の審議に入ります前に、配付資料等について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。本日の資料の確認をさせていただきます。資料 1 は「民事判決情報データベース化検討会について」でございます。委員の役職の変更を踏まえて、本日時点の情報として更新したものでございます。資料 2 は「事務局作成資料」でございます。

本日は資料 2 に沿って、これまでの議論を確認しつつ、各論点について御意見を頂きたく存じます。資料の詳細は議事の中で御説明したいと思います。最後に、会議用の資料としまして、次回以降の日程などについて記載したものを配付しております。

資料の確認は以上となります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは早速本日の議事に入りたいと思います。今お話がありましたように、この資料 2 に沿って御議論をいただきたいと思いますので、まず事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。それでは資料 2 を御覧ください。まずこのスライドの 1 ページから 8 ページまでについて御説明差し上げたいと思います。

スライドの 2 ページを御覧ください。これまでの会議の経過でございますが、第 1 回の検討会では、日弁連法務研究財団の PT における議論を参考に、本検討会における議論の全体像をお示しした上で、皆様にフリーディスカッションをしていただきました。その後、民事判決情報の利活用の現状と可能性について、研究者、出版社、商用データベース会社の皆様からヒアリングを実施いたしまして、前回は日本弁護士連合会の海外調査の結果について御報告を頂いたところでございます。これまでの会議の中で、委員の皆様からは、制度設計に当たっては、多様な利活用の在り方を念頭に置きつつ、仮名処理の在り方にだけ着目するのではなく、スキーム全体、民事判決情報のライフサイクルの中で、いかにして訴訟関係人の権利利益の保護を図っていくべきか、利活用の流れの中でどのようなリスクが生じる可能性があり、それにどのように対処していくのかという観点から検討を進めるべきでないかの御意見を頂いたところでございます。そこで、本日の会議の目標

としましては、まずはこれまでの会議の結果を確認しつつ、制度設計に当たって念頭に置くべきスキーム、情報の流れについて認識をすり合わせさせていただきまして、その上で、民事判決情報の利活用の過程で生じ得るリスクの洗い出しをお願いしたいと考えております。その後、時間の許す限り、制度設計上の論点整理も併せてお願いしたいと考えております。

3 ページを御覧ください。本資料の全体像を示したものでございます。第1 から第3 までの大きな項目は、第1 回の検討会で、資料2 としてお示ししました検討事項の例に対応しております。細目につきましても、資料2 におおむね対応しておりますけれども、これまでの会議において皆様から頂いた御意見や有識者ヒアリングの結果を踏まえまして、補充的な記載もさせていただきました。資料の途中に論点を設けております。本日はこれらの論点について、皆様から御意見を頂きたいと存じます。

それでは内容に入っていきたいと思います。スライドの4 ページを御覧ください。まず「民事判決情報データベース化のニーズ・意義」でございます。これまでの議論を確認しつつ、今後検討を進めるに当たって念頭に置くべきスキーム、情報の流れについて御議論いただく前提として、方向性について御意見を頂きたいと存じます。

スライドの5 ページを御覧ください。民事判決情報を提供することの意義について、これまでの議論を確認したものととなります。民事判決情報を提供することの重要性に関しましては、司法制度改革審議会意見書などにおいて指摘されてきたところでございますけれども、本検討会におきましては、より具体的に、我が国の対外的信用の向上につながるとか、ビジネス基盤の整備あるいは市民生活の安定や発展に資するといった意義が確認されました。第3 回検討会におけるウエストロー・ジャパンのヒアリングにおきましては、翻訳システムを使いつつ英訳するといった将来展望も示されたところでして、我が国の国際競争力の向上にも貢献できる可能性が示されました。また、第2 回検討会のヒアリングにおける判例タイムズ社の創刊の言葉にもございましたように、我が国においては、これまでも国民の主体的な関与の下で、より適正な司法の実現に向けて判決情報の提供が行われてきたところでございますけれども、これを更に進めて、より多くの民事判決情報を国民が利用しやすい形で提供することが、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上にもつながり、より良い司法の実現につながっていくと、このことは委員の皆様からも御示唆いただいたところかと存じます。

6 ページ目を御覧ください。折しも我が国においてもデジタル化が進展しているところでありまして、データ利活用の機運が高まっています。民事司法の分野においても、法改正により、これまで紙媒体で作成されていた判決書が電磁的記録として作成されることになりまして、民事判決情報を一層利用しやすい環境が整いつつあると考えられます。こうした状況の下で、第2 回の検討会においては、民事判決情報全般が国民に提供されることによって、多数の判決の内容を分析できるようになることはもちろんのこと、裁判例の傾向あるいは潮流といったものの分析をすることができるようになるのではないかと御

指摘や、機械学習の素材として用いられることによって、より充実した商用データベースやリーガルテック製品など、高品質な法的サービスの提供をサポートするAIの研究開発基盤になり得ることなどが指摘されました。また、テキストデータを学習したAIの利活用は法律以外の分野でも進んでおりまして、多数のテキストデータとしての民事判決情報の提供は、こうした他分野における研究開発の基盤整備につながることも期待されているところです。司法政策の分野におきましては、より多くの民事判決情報が提供されることにより、現在提供されている統計情報に比べまして、より詳細で精緻な統計的分析が可能になるとの御指摘もありました。法的支援の対象とすべき事件類型や、これまで明らかになっていなかったジェンダーの障壁が明らかになる可能性も示されました。また、法学教育の現場に提供されることにより、事実が裁判事件になる過程やその過程において法律家がどのような役割を果たせるかということについて、より実践的な教育が可能になるとの御意見もありました。

7ページを御覧ください。以上を踏まえた議論のまとめとなりますけれども、デジタル化の進展などに伴いまして、民事判決情報を利活用し、市民生活の安定、社会経済の発展に役立てていく可能性はより高まっていることから、その前提として民事判決情報を国民に提供するということの重要性が高まっているものと考えられます。そういたしますと、デジタル社会にふさわしい適切な提供の仕組みを設けるなどして、利活用を促進するための環境整備、基盤整備を行う必要があると考えられますが、いかがでしょうか。この点につきまして、委員の皆様との間で共通の認識を持っておきたいと、論点とさせていただいた次第でございます。

8ページを御覧ください。以上を申し上げてきたところを取りまとめたイメージ図を記載したものでございます。追って御議論いただく部分ではございますけれども、民事判決情報の利用者としましては様々な主体が考えられるところかと思われまます。水色の箱のようなもので例を示しておりますけれども、法律実務家はもちろんのこと、商用データベース会社、出版社、研究者、リーガルテック企業を始めといたしまして、本検討会のヒアリングでは、法科大学院等の教育機関、ビジネスを行っている民間企業、司法政策ほか政策決定を行う国等の機関も利用者として想定されるかと思えます。これらの主体がオレンジ色の楕円形に記載した付加価値をつけまして、民事判決情報が国民に還元されていくということになるかと思存じます。利活用の主体としてあえて国民は記載しておりませんが、いずれの段階においても民事判決情報を入手し得るものと考えられます。こうして民事判決情報が付加価値を得ながら社会の隅々まで流通していくことによって、法の支配の更なる浸透、司法に対する国民の理解増進、信頼向上、より良い司法の実現といった意義・目的が実現されることが期待されようかと思えます。以上を踏まえまして、論点1について、皆様から幅広い御意見を頂けたらと存じます。

以上でございます。

山本座長：

はい、ありがとうございました。それではただ今御説明がありました、この資料2の8ページ辺りまでですね。総論的なところかと思えますけれども、事務局の方からは、このデジタル化の進展等を踏まえて、民事判決情報の利活用を促進するための環境整備あるいは基盤整備を行う必要があると考えられるという方向性、この論点1にあるところではありますが、その点が示されたわけでありますけれども、いかがでしょうか。この点、今御説明があった点等どこでも結構ですので、また、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見、何でもお出しただければと思います。小塚委員、お願いいたします。

小塚委員：

学習院大学の小塚です。論点1のように問いかければ、このような環境整備、基盤整備を行う必要があると考える、「イエス」というのが私の答えですし、多くの先生方の答えであろうと思います。意義についても御説明いただいたとおりで結構です。

それで8ページ目のこの図は、私は非常によく考えて作っていただいているなど思っております。それは、エンドユーザーのところのみはまるように民間企業とか行政庁を書いている一方で、研究者などは利活用機関との境目のところ書いている、つまり研究者個人あるいは個人のグループであっても、利活用機関として関与することがあるという、そういうイメージ。あるいはリーガルテック企業というのが、同じように境目に書いてあるというのも、恐らくリーガルテックのサービスを提供する企業はエンドユーザー的な立ち位置のところもあるのでしょうかけれども、その前提になる開発をする企業は利活用機関の立場になるということだと思っております、その点も含めて非常に重要だと思っております。

ちょっと確認を兼ねた御質問を一つさせていただきたいのは、現在のテクノロジーの中でのクラウドというものをここでどう位置付けているかということです。少なくともお願いをしたい、したがってこの質問にイエスと回答していただきたいというのは、先ほど申し上げた、研究者あるいはリーガルテック企業の開発部門などは、クラウドを使ってこの民事判決データを分析したいというニーズが非常に強いと思います。自分のパソコンに落としてできるデータ量ではないというふうに、AIによる解析等はですね、そういうデータ量ではないというふうに私は理解していますので、そのようなことを認めるという前提で議論を立てていただいているのでしょうかということです。これは私の期待としてはイエスと答えてほしいということです。

そうなりますと、そもそもの裁判データ、さらに言えば、裁判文書としての判決書も含めて、クラウド上に載るといふ世界があり得るのではないかと。今政府がガバメントクラウドというものを整備しようとしていますので、そうすると、例えば裁判官が在宅起案などされる時にも、判決データや訴訟資料がガバメントクラウド上にあって、生体認証等でセキュリティの保護されたパソコンでそこにアクセスをして、そして先ほどもお話がりましたが、電磁的に判決文を作る、それがクラウド上で裁判所から情報管理機関、どこかの段階で司法行政文書に変わるのでしょうけれども、そしてそこから利活用機関に受け

渡される。いちいち USB メモリーとか DVD とかの媒体に落ちてこないという世界も遠からず実現するというふうに私は期待しております、そういうことを排除するものではないという確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

山本座長：

ありがとうございました。それでは事務局の方からお答えいただけますでしょうか。

事務局：

渡邊です。御質問ありがとうございます。小塚委員のお尋ねは、この後の論点の中でも言及されるべきお話かなと思いつつ伺っておりました。

2点ございましたが、まず、情報管理機関が収集管理することとなる民事判決情報がどのような形で利活用機関に提供されていくのか、その在り様についてのお尋ねであったかと思えます。現時点で事務局として何か定見があるわけではございませんが、御指摘ありましたように、将来的な利活用の在り様を見据えた上で制度設計していくべきでないかという観点からいたしますと、御指摘のようなニーズが現実化されるようであれば、そういったことも視野に入れて設計されていくべきかと思えます。その点については現在、日弁連法務研究財団の方で、情報管理機関における事業の在り方について幅広く調査研究を進めていらっしゃる場所ですので、この検討会には日弁連推薦の委員も御参加いただいておりますが、私どもの方でも御指摘いただいたところをきちんとお伝えしておきたいと思えます。

もう1点は、この後の議論にも関わることかと思えますけれども、仮に裁判所が情報管理機関に民事判決情報を包括提供するものとするとして、その提供が技術的にどのように実現されることが望ましいのか、ということであったかと思えます。その在り方についても大いに御議論いただければと思えますし、制度実現に向けては、裁判所とも協議をする必要があるところでございますので、今の御指摘を始め、この検討会で御指摘、御意見いただいた点を参考にして、協議を具体化していきたいと思っております。

以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

はい、ありがとうございます。先ほどいただいた命題自体は、小塚先生おっしゃるとおり誰も否定しないもので、そのとおりですということですが、私なりのブレイクダウンで是非三つお願いしたいことがあります。

一つは利活用を促進するための環境整備、基盤整備ということですので、やはり一般的に用いられる、使いやすいフォーマットで提供されるということをごくこの段階で確保していただきたいというのが一つです。

もう一つは、情報管理機関及びこれを所管する、法律としては法務省が所管されるのだと思えますが、そちらで是非国際的なやり取りをしていただきたいということです。今回

はいわゆる各国ものは日弁連の調査によったわけですが、実際に始まりますとこれに相当する各国の機関とのやり取りがマルチ及びバイで発生すると思いますので、是非それは積極的にやっていただきたい。理想的には同じフォーマットで交換できて、資料にも書いてある、英訳というのがあります、外国の情報も取れるというのが望ましいと思います。今のところ全くそこまでいっていないと思います。恐らく近い将来、各国でという話も出ると思いますので、それを是非お願いしたいと思います。

3番目は、役所側から言いづらいと思いますので私の方で申し上げておくと、後でも出てきますように、恐らく情報部分の、IT部分の改修等が必要になりますので、裁判所及び法務省の方に十分な予算・機構・人員を付けるということも含めて環境整備・基盤整備だということを盛り込んでいただければと思います。

私からは以上です。

山本座長：

ありがとうございました。御意見、御要望ということだったかと思いますが、事務局の方から何かコメントがあればお願いします。

事務局：

渡邊です。貴重な御意見ありがとうございました。御意見を踏まえて検討を進めていきたいと思いますが、板倉委員に1点質問させてください。

先ほど御紹介しましたように、日弁連法務研究財団では、情報管理機関における事業の在り方についての調査研究が進められておりますが、どのような形で利活用機関にデータ提供していくのかということも論点となっております。そのことに関連しまして、使いやすいフォーマットという表現をされましたが、現在のデジタルデータの利活用の場面ではどういったフォーマットが望まれているのか、御知見があれば御紹介いただけたらと思います。

板倉委員：

はい。世界的に標準があるかどうか、知らずにコメントしたのですが、少なくともCSVとXMLがあればそれと、さらに、議論中かどうか分かりませんが、世界的にこういうフォーマットでこういう項目で標準化するのだというのがあれば、それもできればやっていただければというふうに思います。

事務局：

ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは引き続きまして、増田委員お願いいたします。

増田委員：

はい、ありがとうございます。私の方からは、この環境整備というものの中には安全性ということも含まれていると理解しておりますけれども、この度のデータベースという取組をすることによって、それが国民の方からどういうふうに見えるかということに、

非常に関心があるところです。

国民から見える形で安全性がきちんと確保されている、適格性をしっかりやっていますよ、ということが分かるような、そういう環境整備であってほしいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

山本座長：

ありがとうございました。それでは続きまして、山田委員お願いいたします。

山田委員：

ありがとうございます。私も論点の1につきまして総論として異存はございません。その上でこの図についても大まかには異存はないのですが、先ほどの御説明において、「国民」はあえてここには記していないとのことでした。このフローのどこからでも取っていけるのだと、こういう御趣旨でございます。抽象的にはおっしゃるとおりだろうと思いますけれども、他方でエンドユーザーとして想定されているルートは、基本的にはこの利活用機関を通じて有償で情報を得ることが想定されているだろうと。その他教育機関とか民間企業とかを通じて得ることもあるというお話だったかと思います。しかし、法の支配の更なる浸透という大きな目標を掲げた場合に、今申し上げたようなエンドユーザーの捉え方はやや狭いように見えてしまうという懸念を持っております。

例えば ODR の利用促進に係る方針では、一般の国民の方が判例を含めた情報収集とか、あるいは相談のフェーズから調停等の解決手続のための機関、フェーズへの往還が想定されておりまして、弁護士等に依頼する前に様々な情報に触れることを想定していたところなんです。そのように考えますと、エンドユーザーとしての国民について、もう少し見える形でセットアップしていくことも検討の余地があるのではないかと思います。

具体的には例えば公益的な活動、情報提供をしている法テラスや消費生活相談のような機関にもこの情報が少し広く行き渡り、その結果として国民により広く行き渡るというようなルートもあり得るのではないかという見通しを持っておりますけれども、差し当たりそのような視点も必要ではないかということだけ申し上げさせていただきます。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

まず、論点1に関しては、私もほかの先生方と同様に、これはもうイエスと答えるほかはないだろうというふうに思います。ただ、環境整備というところに関連して、若干考慮すべきことがあるように思いますので、その点に関連して若干コメントさせていただきたく存じます。

利活用を進めるということになりますと、社会の中に、具体的にどのような利活用ニーズがあるのかということが非常に重要になってくるように思います。もちろん、現状ではニーズがなくても、始めればいろいろな利活用の在り方が出てくる可能性もあるかもし

れませんが、少なくとも現在の社会の中に存在しているニーズを酌み取って制度設計するという事は、やはり必要なことではないかと思えます。

これは、以前のこの会議でも私から申し上げたことですが、様々な利活用の在り方が想定されるのであれば、それに応じて様々な情報提供の在り方が考えられますので、情報の加工の種類を複数に分けて、それぞれの加工パターンの情報を利活用の在り方に応じて提供するというようなことも考えてよいのではないかと思えます。そういったことも含めて、どのような利活用があり得るのかを、実際に調査していただくということを是非御検討いただきたいと思えます。例えば、研究者を含む法律家や企業の法務担当者、民間のシンクタンクのような人が使うということは当然想定されるわけですが、それにとどまらず、マスメディアとか、自治体関係者とか、様々なセクターがこういった民事判決情報を今後の検討に当たって必要としているということは、容易に想像されるわけです。そういう人たちが、どういう事件について、どういう情報をもとに、何を知りたいと思っているのか、というようなことを調べていただく方が良いように思えます。

この点は、恐らく次の検討課題ということになるのだと思えますが、民事判決情報について、どういう仮名化処理その他のセキュリティ対策を講じていくかということにも大きく関わるところです。ニーズの少ない民事判決情報を、セキュリティ不十分な状態で出すというのはむしろ好ましくないで、ニーズが少ないのであれば、強く加工して利活用の便を犠牲にしても、セキュリティを重視して強い対策をとるという方向になる可能性もあるわけですが、逆に正当な利活用のニーズが非常に強いということになると、あまり強い加工をしてセキュリティ対策ばかり考えるのは好ましくないということにもなってきそうです。この辺りは、一種のトレードオフの関係にあるということが否定できないように思えますので、ニーズの有無、内容を詳しく調査していただくということがその後の議論の精緻化にもつながっていくように考えているところです。

小町谷委員：

この論点について、全く異論ございません。各論点についての検討を進め、最後にもう一度戻ってきて検討してもいいのではないかと存じます。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにございますか。よろしいでしょうか。御発言いただいた委員からも、恐らく異論のないところという御発言もありました。基本的にはこの論点1 自体については特段の御異論はなく、こういうことだろうということだと思いますが、それを具体的に進めるに当たって、今後それらの多くは各論的な議論の中で論じられることになるのではないかと思いますけれども、何点かの御指摘、御意見あるいは御要望等があったと理解しました。事務局の方から、この段階で今までのところ何かございますか。

事務局：

渡邊です。座長に適切におまとめいただいたと認識しております。環境整備等の必要性

があることについては皆様の御認識が一致したところかと思いましたが、それを具体化するに当たっていろいろな観点からの御示唆を頂いたと認識しておりますので、各論を御検討いただくに先立ちまして、事務局として検討を進めておきたいと思っております。ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、引き続きまして資料2の先の部分になりますけれども、9ページから11ページの辺りですかね。9ページから先の部分について事務局の方からまず説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。それではスライドの9ページから11ページについての御説明を差し上げたいと思います。ただ今の御議論を踏まえまして、環境整備の在り方について御意見を頂きたいと思います。

まずは、これまでの議論の確認でございますけれども、スライドはこれまで皆様から頂いた御意見や、有識者ヒアリングの結果を記載したものとなります。一つ目は、財団PTにおいても議論されてきたことでございますけれども、我が国におけるデジタル化の進展を踏まえますと、AIを活用するなど、現在とは異なる利活用の在り方が考えられるところでございます。こうした利活用の在り方を見据えながら、提供の仕組みを検討すべきであるという御意見を頂いております。こうした御意見も踏まえて有識者ヒアリングなどを実施してきたところでございますけれども、ヒアリングにおいては、データは、あるデータセットを単独で置いていても価値が高まることはなくて、これを組み合わせたり編集したりすることによって価値が発揮されるという特質を有することから、データ形式による編集のしにくさや利用条件などの制約がなく、自由に使用、編集、共有できるオープンなデータとして整備する必要があるとの御指摘を頂きました。また、データ整備の在り方については、法律以外の分野におけるデータ利活用の進展状況について実情を伺ったところでございますけれども、理想としてはデータの提供時に一定のタグ付けを行うなど、利活用しやすい形に加工されているデータが望ましいとは言えるものの、他方において、データの提供元に加工を求めた場合に、それがためにその負担がデータ提供のあい路になっている例があるという実情も御紹介いただいたところでございます。

続きまして10ページを御覧ください。引き続きこれまでの議論の確認となりますけれども、商用データベース会社のヒアリングでは、現在各社がそれぞれに各自の負担で行っている民事判決情報の電子データ化、それから仮名処理の作業については、これを集約して実施することにより、社会全体として効率化を図ることができるとともに、データの品質確保にも資するとの御意見を頂きました。これまで確認してきましたとおり、民事判決情報の利活用を促進する上では、大きく二つの視点があると思われまます。一つには、オープン化の視点、すなわち情報を公開するという言葉どおりの意味に加えまして、先ほど御紹介しましたような、できるだけ自由に使用・編集・共有できるデータを目指すという視点

がありまして、もう一つには、データベース化の視点、すなわち各地で言い渡される民事判決を1か所に集約いたしまして、そこから提供していくという視点があるかと思えます。第1回の会議から御示唆いただいていた視点ではございますけれども、これらの視点はそれぞれ異なる視点でありまして、それぞれの視点に基づき適切に論点整理をした上で検討を進めるべきであろうと考えられます。

11 ページ目を御覧ください。先ほど御紹介した御意見を踏まえまして、スライドの11 ページ、12 ページでは、オープン化の視点と、データベース化の視点、それぞれから見た検討課題について整理しております。まずスライド11 ページのところですが、オープン化の視点から見た検討課題について御意見を頂きたいと思えます。現行制度下におきましても、訴訟記録の閲覧等の制度ですとか、裁判所からの便宜供与などにより、民事判決情報にアクセスすることは可能であると考えられます。しかしながら、本検討会で示されました利活用の将来展望、すなわち裁判例の傾向分析ですとか高度な統計分析、それから機械学習の素材としての利活用などを念頭に置いた場合、仮名処理や関連情報の付加など一定の加工をすることが望ましいとも考えられます。もっとも、こうした加工を行うためには一定の費用がかかることも間違いありません。この点については、利活用する者がそれぞれの負担で、それぞれの利活用に適した形の加工を行うということも考えられるところではございますが、それぞれがこの費用を負担するという点はいかにも非効率的でありまして、品質確保の点からも問題があるかとも考えられます。そこで、民事判決情報の提供に当たりましては特定の機関による統一的な加工がされたデータを提供していくのが適当であるとも考えられるかと存じます。この点について、委員の皆様の御意見を頂ければと考えております。

以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。ということで、事務局の方からは、このオープン化の視点、論点2となっている11 ページのところですが、これにつきまして、個々の利活用機関がそれぞれで加工をしていくということではなくて、特定の機関、8 ページでは、情報管理機関という名前が付けられているかと思えますが、そういう特定の機関による統一的に加工がされたデータを提供するのが適当であると考えられるのではないかと、という方向性が示されているところであります。この点につきまして、御質問、御意見等御自由にお出しいただければと思えます。湯浅委員、お願いいたします。

湯浅委員：

明治大学の湯浅でございます。今御説明いただいたうち、特定の団体に加工を委ねて、そこから提供するという点につきまして私も賛成でございます。加工に当たって元データといいますか、判決の生データと申しますか、そこには個人情報やプライバシーなど非常に機微な情報が多数含まれておりますので、一定の加工技術を使い得る、それだけの能力を有する団体に委ねることが適当であるということで、それは私も賛成でござ

ざいます。

また、事業継続性という観点から鑑みましても、元々決して大きなマーケットではないところに、事業者が乱立をして共倒れになるということは避けたいと思います。事業継続性という点も考慮する必要があると思います。

他方で、やはり今御説明にあったオープン化とデータベース化ということは、既に御案内のとおり、オープンにすることとデータベースとして有料提供するという点については、一定の緊張関係があることも事実だと思います。したがって、オープンにしつつも、利用者が一定の受益者としての負担を行うというスキームを維持しつつ、かつそれが例えばサイバー攻撃によって大量にデータを窃取され、いわばタダ取りされてしまってそのスキームが壊れてしまうということがないようにするという点も極めて重要だと思いますので、そのデータの加工あるいは生データの裁判所から団体への授受の途中、あるいはデータ加工方法それ自体というようなセキュリティがかなり高度に求められると思いますし、また、万が一漏えいした場合に、それ以上データが広がって利用されることを防ぐ仕組み、一例を挙げれば、不正競争防止法上の限定提供データの導入を検討するとか、そのような検討も必要なのではないかと思っております。

山本座長：

ありがとうございました。それではタニグチ委員お願いいたします。

タニグチ委員：

はい、ありがとうございます。今ですね、皆様の方で情報管理機関の在り方について議論されていると思うのですが、現時点で、経団連の中でこちらについて統一的な見解があるわけではないのですが、この時点で明示的に御議論いただいた方がよろしいかと考える点が2点ございますので、そちらについてお話をさせていただければというふうに思っています。

1 点目として、データベースの管理や判決文の仮名処理を行うとした場合については、公的な要素がやはり大きくなっていくのかなというふうに考えますので、民間の情報管理機関に任せるという選択肢のほかに、何らか裁判所の管理下にあるようなですね、公的な組織で行うということも考えられるのではないかとこのように思います。先ほどおっしゃられた事業の継続性の懸念とかですね、データ処理における事故があったときの対応、あるいは利用機関に何らか問題があったときにどういうふうに対応するか、こういったことに総合的に一つのやり方で対応することが大切な機関と思われまますので、そういった組織の在り方は御検討いただければというふうに考えてございます。

2 点目のですね、御議論いただきたい点としましては、仮にそういった公的な、裁判所から独立した団体に任せるというような、民間的な団体に任せるというふうにした場合にはですね、今度は逆に情報管理機関を一つのみとするのがよろしいのか、それとも複数認めるのかという論点があるかと思っております。今までの御議論を拝見すると、やはり統一的な対応ですとか、加工という観点から集約するというところで考えられているのだと

思うのですけれども、仮に民間にする場合にはですね、複数を認めるのかどうかということについても明示的に議論をしていくのがよろしいのかなというふうに考えてございます。

はい、以上です。

山本座長：

ありがとうございます。今後検討すべき論点の御指摘を頂きました。今後の各論的な論点ところで、また御議論をいただければと思います。では続きまして、板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

はい、ありがとうございます。ちょっとさっき論点1のところでも先に申し上げてしまったところもありますが、統一的な、一般的に使いやすい加工がされたデータが特定の機関により提供されることが望ましいと思いますので、繰り返しになりますが、CSVとかXMLのような扱いやすいフォーマットを特定の機関が提供するという点に異論はありません。もう一つは、先ほど予算の話もしましたが、この特定の機関も基本的にはすごくもうかるというようなものではないと思いますので、何らか事業継続性も含めて裁判所、法務省のほかに、この特定の機関についても適切な予算および人員が確保されるようお願いしたいと思います。

他方でそのようにもうからないとはいえ一定程度独占するか複数かどうかという論点は今経団連からもいただきましたが、独占するとすれば透明性も求められると思いますので、一定の透明性が確保されるような仕組みも備えていただければと思います。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

はい、ありがとうございます。司法書士の鹿島です。民事判決情報が我が国の公共財であるということを念頭に置けば、国民が広く、容易にアクセス可能であることがまず必要であると考えております。その点で、加工されたデータの品質確保という観点からは、仮名処理などを統一的に行う必要性があると考えますので、特定機関による統一的データの提供が望ましいと考えておりました、御提案の内容には賛成でございます。

確認したい点が2点ほどございまして、先ほど来、資料などにおいて、その関連情報を付加するなどの加工をするという旨の御説明等があったかと存じます。先ほど米村先生の方からニーズ調査の必要性について言及がされていたところなのですが、その付加される関連情報というのは、その判決以外の、例えば訴状であるとか準備書面等から得られる情報もまず想定されるのかということ、これは、判決書のみでは利活用に資するだけの十分な情報というのが得られないような場合もあるのではないかなと思った次第です。

あともう1点が、最終的にエンドユーザーに提供されるサービスというのは、単にその高度な判例検索などにとどまらず、先ほどからお話があるように、ビッグデータとしての提供なども想定されるかと思うのですが、行政保有のビッグデータの活用というのは、既に行政機関等が匿名加工情報の民間事業者等への提供という形で実現しているかと思います。もしこれと同程度のことを、そもそも実施するのか否かというところは議論の余地があるかと思うのですが、もし実施するのだとすれば、その情報管理機関の役割として、単に仮名処理であるとかタグ付けを行うのみならず、やはりその利用者の提案等に応じた匿名加工情報という形でのデータ提供までも想定していくのが望まれるのではないかなというふうに考えておりますが、この点はいかがかなというところを確認させていただければと思います。よろしく願いいたします。

山本座長：

ありがとうございました。いずれも今後議論いただいでいくところかなと思いますが、御質問ということでしたので、事務局の方から今の時点で何かございましたらお願いします。

事務局：

渡邊です。御指摘のようにこれからの議論というところは大きいであろうかと思いますが、ひとまず二ついただいたお話の中の前者の方、関連情報の付加の点についてコメントさせていただきます。この点については、日弁連法務研究財団でも議論されてきたところではございますが、念頭に置いているデータ提供というのは基本的には裁判所から提供を受けた判決の生データ、これに適切な仮名処理等の加工をした上で提供していくということを想定しております。現在運用されている商用のデータベースなどを拝見しておりますと、様々なデータが付加されて活用されている現状がございますが、仮名処理されたデータ本体だけを渡すのではなく、そのデータ本体中に含まれている情報、例えば判決の言渡年月日ですとか言渡裁判所ですとか、本文自体に含まれる様々な情報をメタデータとして付加するということも考えられるかと思えますし、あるいは切実なニーズとしてありますのは、提供を受けた判決データが確定したものなのかどうか、あるいは不服申立てがされて上級審に係属しているのかどうかとかですね、そういった判決に関わる情報についてメタ情報として必要なものがあれば、それを付加して提供していくべきではないか、そういう議論が今正に進められているところがございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは異委員お願いいたします。

異委員：

異でございます。オープンデータ化とデータベース化を分けて議論した方がいいのではということをお初回から申し上げておりましたところ、そういう趣旨の資料をお作りいただいたものと承知いたしました。その上で、まず論点2のオープン化ですけれども、前回の会議でオーストラリアとか韓国の例を御紹介いただきましたとおり、仮名処理をす

る、付加情報を付けるといったところを、国の側でやるのか、情報管理機関がやるのか、もしくは利活用機関にやってもらうのかといった辺りは、法制が分かれているようでもあります。現状、事務量といったプラクティカルな観点から、事実上国ではなく情報管理機関から先に委ねざるを得ないということが基本認識としてあるように感じており、私もそこに反対するわけではないのですが、判決情報のオープンデータ化は、国の保有するデータを国の施策としてオープンにするというものですので、国とは異なる外部の法人に委ねるとしても、そこに適切な法的な規律をかけるということはやはり基本線だと思います。

また、この論点2の中には二つのことが併せて出てきているような感じがします。一つは仮名化で、もう一つは使いやすいデータにするために付加情報を加えるという話です。この二つは性質が違うものだと思いますので、同じオープン化のフローの中でも、やはり分けて考えなければならないと思います。この論点2の3行目に、「仮名処理や関連情報の付加など一定の加工をしてデータ化する必要がある。他面において、こうした加工には一定の費用がかかり、利活用をする者がそれぞれにこれを負担することは、社会的にみて非効率的」だとあるのですけれども、利活用機関に渡す前に最低限の仮名化はしなければいけないわけで、いわば仮名化はオープンデータ化と表裏になった部分であるのに対して、付加情報はむしろデータをより使いやすくするためのもの、プラスアルファの部分ですから、この二つは分けないといけないと思うところです。これは国がどこまでやるべきかという話とも関わってくるわけですし、仮名化はやはりオープンデータの必須の前提ということでありまして、情報管理機関に仮名化を委ねるにしても、その部分については国の側でもきちんと見ていく、法的な規律もかけていく必要が大きくなるように感じる一方で、付加情報は、国の側で決めすぎてしまうと、利活用機関を始めとする民間のニーズを酌み取れずに硬直的な制度になってしまうということがありますので、そちらはむしろ民間の意見をきちんと聞きながら進めていけるような柔軟な仕組みが要ると思います。細かいところまではまだ考えが及んでおりませんが、オープン化というときに、仮名化の部分と関連情報の付加の部分とでは、具体的な制度に落とし込んでいく際に異なる考慮が必要だろうということを感じたところでございます。

長くなりましたけれども以上であります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは続きまして、小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

今、巽先生がおっしゃったことと同じなのか違うのか、ちょっとニュアンスが違うように聞こえるかもしれませんが、実は同じこと言っていると私は思っています。まずこの論点2の文末で、データを提供するのが適当であると考えられるが、この「提供する」の主語が明らかでないのがちょっとトリッキーだなと思っているわけです。と言いますのは、例えば仮名処理についても、現状判例データベース会社によって考え方がやや異なること

ころもあるというふうに私は理解をしております。利活用機関の中にこういうデータベース会社とか判例誌の出版社などが入るとしますと、それらの主体が例えば営業政策上の問題意図から、より広く仮名化するとか、あるいはミニマムの仮名化をするとか、そういうポリシーを持っていることはあり得ると私は思うのですね。ですから、情報管理機関のところでも一旦例えば仮名化をしたものに更に、コストの関係でやるかどうかは分かりませんが、必要があると思えば更に広く仮名化、仮名処理をするというような利活用機関が現れても私はおかしくないと思います。そしてその意味で言うと、必ずしも社会的に、仮名処理の範囲を統一しなければいけないと私は思わないのですね。ただ、この判例データの流れを全体としてふかんして、という話に前回からなっていると思いますが、この流れの中でどこかで統一的に、あるいは全体を通じて一旦仮名処理をする必要がありますねと。生データがバラバラと出ていくのではなくて、どこかで一元的に仮名処理をする必要がありますねという、そういうシステム全体の中で見るということであれば答えはイエスだろうと思いますし、そういう意味で言うとそこは一元化した方がいい。先ほどタニグチ様の御発言で、そこを複数にするのかどうかという論点を御提起いただきまして、私はそういう意味でいうとやはりここは一元的なもの一つあって、その下流で更に考え方に応じて、仮名処理も含めて様々な加工がされるというのはあってよいのではないかと思います。

関連情報については、これは巽先生が言われたことに全く賛成なのですが、ちょっと次の論点にも関係して、もう次で発言しなくていいように今申し上げてしまうと、データベース化という観点はもちろん有効なのですが、基本的にあまりここに政策として国なり裁判所なりがコミットするということはない方がよいのではないかというふうに思っています。そういう意味では、ここはできるだけ生データに近い、先ほど事務局から御説明のありましたようなミニマムな裁判に関する情報を付加するという程度であるべきではないかと、それはコストという点でもそうですし、データの利活用という点でもそうではないかというふうに考えております。

最後にちょっと、板倉先生が政府の財政支援のことをおっしゃったので、一言私が前回の委員会以降で勉強したことを申し上げますと、オーストラリアの AustLii について、寄付だけで成り立っていて政府の支援がないというような御紹介がありまして、それは間違いではないかもしれませんが、AustLii のウェブサイトを見ますと、最大の寄付者はオーストラリア政府で、リサーチファンドを通じてやっているようですけども、やはり政府の支援があるのですよね。ですから、そういう意味でこのコストについては、財政措置等々は十分検討が必要ではないかと思うということは私も申し上げておきます。

以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員、お願いいたします。

町村委員：

手短に申しますけども、御議論を伺っていて、いろいろ気になるところが出てきました。付加的な情報はですね、基本的には利活用機関がそれぞれの方針に従って付加すべきというものと私も思いますが、1点ですね、仮名化してしまうとその事件の上下の関係といますか、要するに、一審判決に対して控訴審がどれかというのは追えなくなりますよね。控訴審からだとして事件番号から一審判決を追っても、一審判決の正本を仮名化してデータ化されたものがぱっと出てくると、その上訴審がどれなのかが分からなくなるはずなのですが、そういうようなところはやはりメタデータを付加して追えるような形にしておかないと困るのではないかと。

これは次の論点にも関わることもかもしれませんが、ちょっとどこで言えばいいか分からなくなってしまったので、今ここで申し上げておきます。あの、小塚先生が最後におっしゃった AustLii にもやっぱり政府のお金が入っているのだよというのは非常に衝撃的でありまして、大変勉強になりました。どうもありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

これまでの先生方の御発言を伺って、1点だけコメントさせていただきたいと思います。異委員及び小塚委員から、付加データと仮名化処理は異なる扱いとするのがいいのではないかという趣旨の御発言があったと思います。私も伺っていて、なるほどそうかというふうに思いまして、基本的な主旨には賛成したいとは思っております。ただ、少し立ち入って考えますと、付加データというものにもいろいろなものがあり、直前で町村委員が指摘された上訴関係の情報ももちろん重要なのですが、恐らく一番重要と思われるのは判決要旨ではないかと思えます。通常の判例データベースを調べる際には、我々研究者もそうですけれども、いきなり判決本文で検索するというわけにはなかなかいきませんので、判決要旨を見て、この判決は自分が見たい判決かどうかというのを判断して、本文を見るかどうかを決めるわけですね。その判決要旨のデータというのはどうやって作っているのかということところがかなり重要ではないかと私は思います。

現在の判例データベースにおける運用がどうなっているのか、ちょっと私は最新の動向を承知しておりませんが、少し前に聞いた運用状況としては、例えば学生がアルバイトで、一件当たりいくらというようなことで判決要旨を作成しているというような話を聞いたことがあり、果たして正しい要旨データが付加されるかということ、その保証は必ずしもきちんとは存在していなかったように思います。これは数年前の話で、現時点でどうかというのは承知しておりませんので、状況が変わっているかもしれませんが。判決情報の利活用にあたっては、当然、仮名化処理をしなければならないという要請があるわけですが、要旨データの中に、仮名化処理のされていない情報が混入してくる可能性もないわけではないだろうと思います。特に有名人の関わる事件などは、要旨情報の中に、その有名人の氏名その他の情報が入ってくる可能性があって、それを入れるかどうか

かというのかなり重要な判断になってくるだろうと思います。そうすると、最初の本文データそのものの仮名化処理だけを適正化すればいいかということそうではないのではないか、やはり付加情報のところもある程度は政府のコントロールがないとまずいという部分が恐らくあるのではないかという気がしております。もちろん程度は違うかもしれませんが、本文の仮名化処理の統制と付加情報に関する統制は違っていてもいいとは思いますが、ただゼロではないだろうというふうに思います。

したがって、その辺りを含めて、どういう制度設計の下で国のコントロールを及ぼし、民間事業者その他の外部機関に何を委託するのかということ、少し精緻に制度設計する必要があるのかなという気がしております。ちなみに医療情報に関しては、次世代医療基盤法という法律が現在施行されているところですが、次世代医療基盤法に基づく匿名加工医療情報作成事業者というものは、かなり厳しく厚労省の規制の下に置かれておまして、ほとんど箸の上げ下ろしまで規制されると言ってもいいぐらいの厳しい規制を受けております。そのやり方が良いかどうかは、またかなり問題だと思うのですが、いずれにせよ、外部にこういった情報処理を委託する場合にはかなり政府のコントロールの余地を大きくする余地はあるように思っているところです。

山本座長：

ありがとうございました。それでは異委員お願いいたします。

異委員：

一言だけなのですが、小塚委員、町村委員、米村委員がおっしゃっていたことと違うことを申し上げたつもりはないということで、細かな制度設計を詰めていく前の段階での大まかな方向性を申し上げたということでした。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

もしかするとちょっと全然論点がずれていることをお聞きしてしまうかもしれないのですが、今、イメージ的には、裁判所が判決を出した後にその判決の生データが情報管理機関の方に行って、情報管理機関が最低限の仮名化をして、さらに利活用機関の方にデータが流れていくというイメージでお話しされていると思うのですが、その流れとは別に、例えば最高裁の判決が出た後に、その判決がすぐ最高裁のページに掲載されるということはそのまま維持されていくのでしょうか。後者の流れが全くなく、全ての情報が判決データとして情報管理機関において管理されるのか、あるいは、判決をした裁判所の考えでウェブサイトがアップされることは依然として残るのかによって、今後の情報管理機関の考え方や、また国民にどのように情報が届くのかということの見方が変わってくるように思いましたので、質問させていただきました。

山本座長：

はい。それでは御質問ということですので事務局の方からお答えいただけますでしょ

うか。

事務局：

渡邊です。今の小町谷委員の御指摘は重要なところかなと思います。国民への情報提供の在り方については、全体像を見ながら制度設計していくべきだというのはそのとおりにかなと思います。

裁判所のウェブサイトを通じた裁判例情報の提供の在り方については、この制度整備に向けた検討と並行して、最高裁判所において検討されるべき事柄かなと思いますので、事務局としてはなかなかコメントしにくいのですが、いずれにしても、私ども法務省としても、最高裁判所とも連携をとって検討を進めていかなければならないと考えております。差し当たり私から申し上げられるのはこの程度ということで、最高裁判所から補充のコメントがあればお願いしたいと思います。

山本座長：

最高裁判所の方から何かお答えいただける点はございますか。

長田委員：

今御質問いただいた点について、裁判所の中でも、従前行われてきたウェブサイトにおける公開と、この情報管理機関で仮名化された情報等を具体的にどのような形でリンク、連携させていくのかというところはまだまだこれから議論をさせていただかないといけないと思っているところであり、何か決まっていることはございません。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、多様な意見、多数の意見を頂戴できました。論点2につきましては、私の理解では、基本的にはここに書かれてあること、特に最後の「特定の機関による統一的な加工がされたデータを提供するのが適当である」という方向性自体には、基本的には、皆さん御同意をいただいているのではないかというふうに思います。ただ、特定の機関、いわゆる情報管理機関をどういうものとして位置付けるのかという点、更にこの「統一的な加工」とされているわけですが、これもまた仮名処理と特にこの関連情報の付加と言われている点について、これをどういうふうに取り扱うのかという辺りについては多様な御意見が出されたと思いますので、この加工の在り方といったようなものについて、またこれも各論的に御議論をいただく必要があるのではないかというふうに思いました。それでは事務局から何かございますか。

事務局：

渡邊です。特にございません。

山本座長：

ありがとうございました。それでは引き続きまして、既に関連して御意見頂戴した部分もありますけれども、資料の12ページ、今度は「(3)データベース化の視点から見た検討課題」、この点について資料の説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。それでは引き続きまして、スライド 12 ページを御覧ください。論点 3 に移りたいと思います。民事判決情報の提供の在り方としましては、本検討会において示された裁判例の傾向分析、統計的な分析といった利活用を視野に入れますと、利活用する側の立場からは、全国各地の裁判所にアクセスしていくということではなくて、集約された全民事判決情報にアクセスできた方が望ましいのではないかと、また、加工に要するコストを減らすという観点からも、仮名処理等の加工を統一的な基準の下で一元的に実施することが適当であるとも考えられます。そこで、各地の裁判所で言い渡される民事判決を集約いたしまして基幹となるデータベースを構築することが望ましいとも考えられますが、いかがでしょうか。もう既に御意見頂いたところもございますけれども、この点について皆様の御意見を頂戴したいと存じます。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それではこの論点 3 のデータベース化の視点について御質問でも御意見でも御自由にお出しをいただければと思います。板倉委員どうぞ。

板倉委員：

はい、板倉です。よろしく申し上げます。3 点ありまして、一つ目は確認なのですが、司法行政文書としての民事判決情報の保有主体は裁判所全体ということでもよろしいのでしょうか。つまり、個人情報保護法でいう行政機関等に相当するものは全体の裁判所であって、最高裁であるとか東京地裁というのは内部の区分というか事実上どこが保有しているかということ、との理解でよろしいでしょうか、というのが一つ目で、確認と質問です。

二つ目は今のことに関連しますが、物理的にというか、データベースをどこでどうやって集約していつ出すのかという問題があります。一番簡単に考えれば最高裁が管理するデータベースに全部入るというのがありますし、一番バラバラにすればそれぞれの判決を出した裁判所でデータベースができるということになりますが、これをどのレベルで決めてどのレベルでどこまで定めるのかですね、法律で定めるのか最高裁規則で定めるのか内部的なものだけで定めるのかというのは議論しなければいけないのではというのが 2 点目です。

3 番目は集まった民事判決情報の使い道です。もちろんこれは民事判決情報データベースを作るために使うわけですが、例えば東京地裁でデータベースができたとして、こういう判決が多いので人のやりくりを考えなきゃいけないなというのに使っているのかいいか。いい、いけないにしても同じようにどのレベルでどこまで定めるのか、何も定めないのか、この点を議論しなければいけないのではというので、2 点目と 3 点目は意見です。1 点目は確認です。よろしく申し上げます。

山本座長：

ありがとうございます。それでは、その1点目につきまして事務局の方から御確認いただければと思います。

事務局：

渡邊です。御質問の趣旨は理解したのですが、私ども法務省の方でお答えすべき立場にあるのかというのは悩みがありますので、もし最高裁判所の方で御説明いただけるようでしたらそれが適当なのかなと思いますが、いかがでしょうか。

山本座長：

最高裁判所いかがでしょう。

長田委員：

質問の1点目について、最高裁の中で保有個人情報の要綱を定めておりますが、その中で保有の主体として考えられているものは各裁判所ということになりますので、各地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所これら109個の裁判所が保有主体になろうかと思っています。

以上であります。

山本座長：

板倉委員。

板倉委員：

そうなのですね、ごめんなさい。私ちょっとそれは1番目の理解は違っていました。全体として裁判所が持っている内部の区分なのかと思ったら。それぞれの裁判所、東京地方裁判所とかそういうものが保有しているという前提で制度は組まなければいけないってことですね。分かりました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは異委員お願いいたします。

異委員：

今、板倉委員が御質問された2点目、3点目と重なる内容になるのですがけれども、私がオープンデータ化とセットでデータベース化という話を聞いたときにまず思い浮かんだのは、オープンデータ化のためだけに民事判決情報データベースを作るということなのか、それとも、まずは裁判所の事務処理のためのデータベースを作って、それをオープンデータ化に活用するという話なのか、どっちなのだろうということでした。そこがずっとふに落ちないまま、本日に至っているところがあります。データベースの構築自体も外部にやってもらうということになると、裁判所が事務処理のため、先ほど板倉先生がおっしゃったような、裁判官の人員配置ですとか、部を増やすとか、そういう話をするために裁判例情報を分析することも、自前ではなくて外部のデータベースを使うことになってしまうのですが、本来ならデータベースの構築は、やはりまずその機関の事務処理のためにやるという判断が最初に来て然るべきと感じていて、そこをやるのかやらないのかはつきりしないまま、オープンデータ化のためのデータベースを作りますという話に

してしまうと、後々裁判所の事務処理にとって困ったことにならないのかというのが素朴に気になっております。この会議体のアジェンダではなさそうな気もするのですが、申し上げておきたいと思ったところです。その話の延長で、板倉委員のお話に戻りますと、裁判所の中で民事判決情報データベースを作った上で、そこから情報管理機関に判決情報を渡すという流れが想定されているのだと思うのですが、そのデータベースがどういうものになるのかが、そもそも一つのポイントなのだった次第です。

論点 2 との関係で追加で言いますと、先ほど私はちょっとぼやかしてオープンデータ化は国の施策だというように申し上げたのですが、正確には、これを責任を持って行う機関が裁判所なのか、行政機関としての法務省なのかという点も、制度設計上は重要になってくるだろうと思っております。小町谷委員がおっしゃったような、現在、裁判所が最高裁判決を始めとして、その判決の一部をインターネット上で公開しているというのは、裁判所が自身で行っているオープンデータ施策ということになりますが、それが今回のアジェンダで実現する仕組みによって塗り替えられるのかということ、素朴にはやはりそうはならないような気がしております。結局は、判決情報のオープンデータ化というのが、裁判所の国家機関としての役割ですとか責務との関係でどのような位置付けにあるのかを理論的に詰めないといけないと思えますし、それを国の行政機関がどういう形でバックアップするのかという形で、法務省との役割分担も決まるのだと思えます。

話を戻しますと、オープンデータ化についてもデータベース化についても、裁判所がどこまでどういうおつもりでやられるのかがはっきりしないと、話が進みにくいなと思っております。4回目ですのでそろそろ正面から言おうかなと思って申し上げているところであります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは長田委員お願いします。

長田委員：

今御質問いただいた裁判所のデータベースがどういうものかという点についてですが、そもそもデータベースの定義をどう位置付けるのかにもよるわけですが、事実としてどういうことがあるかと申し上げると、裁判所の中で、今も民事事件の業務管理をするためのデータシステムというものは存在しております。個別の事件の当事者名、事件番号、こういった種類の期日が開かれたのかという当該事件の事件処理をサポートするためのデータは存在しておりますので、そういったデータを活用しながら、裁判所における人員配置や事件統計といったものを管理しているところです。今後、民事訴訟法の改正に伴う現在開発中のシステムは、今申し上げた業務管理のシステムをベースにしながら、当事者から提出される準備書面等、あるいは証拠、判決書といったデータを併せて管理するものを作っていくという形になる予定です。

したがって、裁判所の中でも一元的にその事件番号等からひも付く形で電子判決書が管理されるという形になろうかと思っております。

私からは以上であります。

山本座長：

ありがとうございます。異委員。

異委員：

ありがとうございました。今のようなお話は、オープンデータ化のところで話題にしました、仮名化と付加情報とをどこでどう処理するんだという点の見通しにも関わりますので、貴重な情報をお伝えいただきましてありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか、今の段階では。

それでは、この論点3も総論的なところでありますけれども、各地の裁判所で言い渡される民事判決を集約すると、基幹となるデータベースを構築すると、これは望ましいということについては特段の御異論はなかったものというふうに思います。現在の裁判所の中の、このデータベースというのかどうか分かりませんが、関連をどういうふうにするのか等々の問題点の御指摘を頂いたかと思っておりますけれども、よろしければ、より各論的な方の議論に移っていきたくと思っておりますが、この総論的な部分で更に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、資料2の第2ですね、13ページにあります「適正な利活用の促進に向けたデータベースの在り方」、その中でもまずこの1の「念頭に置くスキーム」、この辺りについて事務局の方から資料の説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。それではスライドの13ページから14ページについて御説明を差し上げたいと思います。ここまで「民事判決情報データベース化のニーズ・意義」について御議論をいただきました。これを踏まえまして、「適正な利活用の促進に向けたデータベースの在り方」について御議論をいただきたいと考えております。

まずは念頭に置いていただくスキーム、情報の流れについて皆様から御意見を頂きまして、冒頭申し上げましたとおり、想定されるリスクについて様々な角度、切り口、視点から御意見を頂戴したいと考えております。

スライドの14ページを御覧ください。「念頭に置くスキーム」と記載しておりますけれども、事務局として現時点で一定の方向を示すものではございませんので、この図は、一旦法的な観点は捨象させていただいて、リスクを洗い出す前提として念頭に置いていただく情報の流れ、それを取り扱う主体の大まかな役割を示させていただいた図となります。財団PTにおいて示された私案を基に作成しておりますけれども、ここでは、裁判所が情報管理機関に対して民事判決情報を包括的に提供しまして、情報管理機関が仮名処理を実施し、それを管理しつつ、利活用機関に対して提供していくということを想定しております。利活用機関としましては、主に商用データベース事業者などを想定いたしてお

りまして、エンドユーザーはそのサービスの利用者を想定しておりますけれども、利活用機関については、星印の1にございますとおり、研究者等の個人を必ずしも排除するものではなく、商用データベース等として高付加価値化されたサービスを利用するのか、はたまた基幹データベースに直接アクセスしていくのかといったところは、それぞれの利用目的に応じて国民の選択に委ねられるものとして考えております。また、第3回の検討会におきましては、海外事例の報告などを踏まえまして情報管理機関が取得する情報の在り方について別論が考えられるのではないかと御指摘もございましたけれども、情報の流れとしてはこの図と特段変わるものではございませんし、この点については想定されるリスクとの関係を踏まえつつ、追って法的に整理し検討を進めていくことが適切ではないかと考えております。多様な利活用の可能性を見据えた民事判決情報データベースの在り方について検討していくためには、一案としてこのような情報の流れを念頭に検討を進めることができようかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。先ほど申し上げましたとおり、これまでの議論において、この図と大きく異なる別案は示されてこなかったように認識しておりますけれども、事務局として必ずこのようなフローでなければならないと考えているものではございませんので、是非改めて皆様の御意見を頂戴できればと存じます。

以上です。

山本座長：

はい、ありがとうございます。それではこの点について御議論いただきたいと思いますが、本日御欠席の中原委員から事前に御意見を頂戴しているということですので、事務局の方で代読をお願いできればと思います。

事務局：

渡邊です。中原委員からの御意見を代読させていただきます。

本日は急な通院予定が入ってしまい会議に出席することができません。誠に申し訳ございません。

事務局作成資料について意見をお伝えします。個別の論点についてではなく、全体に関する雑ばくな意見となりますことを御容赦ください。前回の日弁連による海外調査の報告によれば、調査対象の国々では基本的には裁判所からデータベース会社等が民事判決情報を取得してサービスを提供するという仕組みや、データベース会社等を介さずに広く民事判決情報に直接アクセスできるという仕組みがとられていたものと理解しております。それらとの対比では、利活用機関への提供を前提に情報管理機関を間に挟むという形で、裁判所とエンドユーザーの間に二つの主体を立てる点、中でも情報管理機関を立てる点に財団PT以来念頭に置かれているスキームの最大の特徴があるものと思います。情報管理機関を立てる背景には、仮名化の作業を担う機関が必要であるという事情があるものと理解しております。このこと自体も問題とし得るかもしれませんが、仮にこの点が受け入れられるとして、情報管理機関にどこまでのことを担わせるのかが、このスキーム

の全体設計における最重要問題なのではないかと思えます。

今回示された事務局作成資料では、論点 5 の図の「②利活用機関におけるリスク」及び「③エンドユーザーにおけるリスク」について、次のスライドにおいて情報管理機関が利活用機関に対して一定の監督を及ぼすことが想定されていると理解しました。この監督をどの程度の密度のものとするか。つまり利活用機関による契約履行に対する監視、論点 9 や利活用機関によるエンドユーザーに対する措置の監視、論点 10 まで含むのか、などが制度の実現可能性や実効性の観点から重要であると思われます。このこととも関連しますが、財団 PT の報告書では、情報管理機関を一元化することの是非ということが指摘されていました。今回の事務局作成資料の論点 6 から 8 にあるような適格性審査は当然に必要ですが、スキームから生じるリスクの実現防止のために、情報管理機関に中心的な役割を担わせるのだとすれば、一元化の要否ということも前提問題として議論する必要があるように思われます。事務局作成資料では論点 2 において、特定の機関による統一的な加工がされたデータを提供するのが適当であるとされ、また論点 3 において、基幹となるデータベースを構築することが望ましいとされており、一元化案を示唆しているようにも感じられますが、そのことの是非という問題です。

もう一つ、利活用機関を立てるとということとの関連では、論点 4 の図で研究者等の個人が利活用機関、利活用者となることも排除されないとありますので、個人は利活用機関にもエンドユーザーにもなり得る、利活用を考える場合には二つの選択肢があるということになるかと思えます。利活用機関として手にする民事判決情報と、エンドユーザーとして手にする民事判決情報とでは、データベース会社等のサービスの付加価値があるか否かの差にすぎない、いずれも仮名化済みであり、リスク面での差はないから問題ないということが前提であろうかと思えますが、その場合に情報管理機関による利活用機関の審査が個人と法人で変わってくるのか、利活用機関としてのユーザーによる実際の利用の側面につき何らコントロールを及ぼす必要がないのか、などの検討も必要になってくると思いました。

以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。この後の論点も含めてですね、いくつかの点について重要な御指摘をいただいた御意見・コメントだったのではないかというふうに思いますが、それでは今の中原委員の御意見等も踏まえて、全体この論点 4 につきまして、どなたからでも結構ですので、やはり御質問御意見等を御自由にお出しいただければと思います。板倉委員、どうぞ。

板倉委員：

毎回最初に恐縮です、板倉です。こちらは私が前回申し上げたのを恐らく米印 2 で書いていただいたと思いますが、裁判所から情報管理機関への提供は二つ考えられて、一つはこのスキームが想定しているような、個人情報保護法でいえば第三者提供というか、その

ままごとと情報管理機関に提供するというものです。これは提供する際に全くの生データが行くこととなりますので、裁判所としてはそこに気を付けなければいけないことにはなりますが、提供した後は監督等の問題は生じず、あとは情報管理機関が責任を持ってそこから先の作業をするということになります。

もう一つ考えられるのは、前回も申し上げましたが、裁判所が情報管理機関に一度委託をして、生データを渡し仮名加工をしてもらった上で仮名加工されたデータが情報管理機関に行くというスキームです。その場合は最初のこの仮名処理というのが裁判所の方の責任になる。仮名処理の基準等も裁判所が作らなければいけなくなるというのはありますが、裁判所としては仮名処理したものが外に出ていくということになるので、理解が得やすいというのがあります。

これはどちらでもいいのですが、裁判所として情報管理機関の監督等をしないといけない。しかも先ほどの前提に沿うと、この裁判所というのは実は109個あって、要するに複数が委託する形になるのでそれは難しいということであればそちらではなく、生データを出すというところのリスクを把握した上でたくさんの裁判所が生データを情報管理機関に提供するということになろうと思います。恐らくこの前者を現時点では提案されているという理解をしました。裁判所の現実的な監督等の労力とか手間を考えて、前者にしたのではないかと思います。こういう整理で、理解でよろしいのかと。私はどちらでもいいと思いますが、最高裁としてはこの前者の方がいいという御理解なのかというのの一つです。

もう一つは今の中原委員の御意見を聞きながらも思ったところですが、情報管理機関は利活用機関にもなっているのかというのは恐らく決めないといけないのだらうと思います。情報管理機関自身が利活用機関になるときに他の利活用機関との一種の競争が生じますので、これを禁止するのか、やってもいいけど何らかの規律をするのかというのを決めないといけないと。これは、2点目は意見です。ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。1点目について、今の段階で何か事務局等からございますかね。

事務局：

渡邊です。このスライドの整理は先ほど板倉委員が御指摘いただいたことを念頭に記載したものでございます。法務省としてお答えできそうなものは差し当たり以上となります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員、お願いいたします。

町村委員：

はい。米印にあるようなですね、情報管理機関に、エンドユーザーに当たるはずの個人が直接アクセスできるシーンがどういう場合にあるのかなっていうことをちょっと考え

てみたのですけども。有識者のヒアリングでデータベース会社のいくつかは全件公開されたら全件提供するとこのようにおっしゃってまして、それを前提にして考えると、あんまりエンドユーザーが情報管理機関に直接アクセスする必要があるっていうのはちょっと考えにくいのですよね。何と言いますか、先ほど米村先生がおっしゃったようなですね、判例要旨を付けるなんていうのも恐らくは利活用機関がやることになるでしょうし、情報管理機関がやることでは多分ないと思うので、そうすると正に生データ、バルクとしての生データを、総当たりして何らかのAI分析に使うとか、あるいは情報管理機関がAPIを公開して、機械アクセスして加工可能な形で提供するというのであれば、そういうような利用をすとか、そういうようなシーンしか考えにくいのですけども。

法務省の方ではそういうことを念頭に置いて個人がアクセスするということをお考えなのでしょうか。

山本座長：

はい。御質問かと思いますが、事務局の方はいかがでしょうか。

事務局：

渡邊です。町村委員の御理解でよろしいかと存じます。

今後の検討課題ということになるかと思いますが、現実的には、この米印の1に記載しましたとおり、この情報管理機関に直接アクセスしてくる者としては、主に商用データベース事業者等が想定されるのですけれども、そうであるからといって、一般の国民の方々がこれにアクセスすることを排除すべきかどうかというところは決めかねるところもありまして、この情報が下流に流れていくにつれて、こういったリスクが生じ得るのかということも視野に入れつつですね、この利活用機関の範囲、幅を狭めるべきなのかどうか、あるいは利活用機関によって情報管理機関にアクセスできる情報に濃淡をつけるべきなのかどうか、こういったところを総合的に考えていく必要があるのかなと考えております。

町村委員：

ありがとうございます。はい、結局そういうことになりますよね。だから利活用機関がどのような形でアクセスできるように契約で縛るのかっていうところで、それでリスクを排除するのだとすると、エンドユーザーが直接情報管理機関にアクセスできるとしてもその利用の仕方なりそのエンドユーザーの資格なりですね、そういったようなところで絞らざるを得ないですよね。だから破産者マップのようなものを作ってしまうような人が誰でも入ってきて、バルクデータを取っていけるような状態になったら困るので、そのところはうまく何とか制度化できるのかっていうところは、ちょっと課題になるかと思いますが。

他方、全くエンドユーザーがアクセスできないとなると今度は逆に利活用機関がちゃんと全部公開してくれるのかと、そっちの方が心配になるわけでありまして、そういう両方の問題があるのかなというふうに思いました。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。小塚委員お願いいたします。

小塚先生：

はい。まず、問いに答えなければいけません、財団 PT に関わった者としてはこれが相当だと私は考えております。というふうにならず論点にお答えしておいて。

町村先生がおっしゃったことは私も大体そのように理解していきまして、実質的に研究者が情報管理機関に直接アクセスするというのは、AI による解析などの場合であろうというふうに思っております。ただ理念的にはもうちょっとそこは整理した方がいいような気はしています。といいますのは、利活用機関というのは商業主体も広く含まれるわけですので、ここには、次のスライドでまた出てくる、例えば公平取扱義務みたいなものは必ずしもないのだと思うのです。例えば研究者グループが判例データを使って研究したいというときにも、ある商業事業者と組んで研究をします。そうすると当然のことながら、そこは一種の囲い込みが生じるわけで、ライバルになるような人はそこに入れないとか、逆にライバルになる商業事業者は同じ研究者に手を出さないとか、そういうことも起こってくるのだと思います。

しかし、民事判決というものが国民の共有財産だという、そもそもの議論の出発点を前提にしますと、どこかでは国民として差別されることなく、データにアクセスするルートというのがやはりないといけないということだと思っておりますので、理念的な問題かもしれませんが、そこはやはり情報管理機関に行けば、悪用の可能性があると言えば別ですよ、正当な理由がなければ別ですけれども、そうでない限りはきちんとデータにアクセスすることができる、こういう制度を作っていくことが大事かなというふうに思います。逆に言いますと、中原先生がおっしゃっていた、この間に二つあって情報管理機関って何なのだというのは確かに不思議な気もするのですが、見方によっては、それは、民事判決のデータというものに対して、観念的抽象的には国民が権利を持っている、あるいは少なくとも正当な利益を持っている、そのいわば代表者、代弁者として裁判所から生データを受け取り、社会的に害が生じないような形で、それを国民の代表者として、いわば社会に提供していく、そういう導管といいますか、役割を担う、そういうことなのかなと。それは国によっていろいろな作り方があり得ると思っておりますけれども、日本の場合はそういう作り方をするとある種落ち着きがいいということで、こういう議論になっているのかなと私自身は考えております。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは山田委員お願いいたします。

山田委員：

はい、ありがとうございます。今のお話ともやや関連するかなと思っておりますが、先ほど少

し申し上げたように、少なくとも理念としては、大きな意味での国民の権利として、これらの情報管理機関にアクセスをする道が抽象的にはあるというふうに位置付けておいた方が、法の支配との関係では説明しやすいという感じがしております。具体的にどうするかと言われますと、先ほど町村委員が御指摘のとおり、研究者の中でもかなり限られた方がお使いになるということだろうとは思いますが、仮に研究者であるとしたとしても、こういった方が米印1のような形で利用するという場合の、適格とまでは申しないとしても、その利用の在り方については何らかの形で規範化をしておくことが必要なのではないかと思えます。他方で、この情報管理機関から利活用機関への矢印吹き出しのところでは、有償提供、実費相当とされているところですが、例えば国民に広く判例情報の情報提供をする、あるいは相談に有益な情報を提供する、例えば法テラスのようなどころですけれども、そういったところが利活用する場合には、この有償提供の幅はかなり緩やかに考えていただくということも、国民への情報提供という意味では検討の余地があるのではないかと思えます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは湯浅委員、お願いいたします。

湯浅委員：

先ほど町村先生が御指摘になったところが2点あったかと思えますけれども、情報管理機関から利活用機関への提供というのは恐らく、私の推察ですけれども、相当量の利用料金を払った上で一定期間、ある種大量、バルクに提供するということが想定されているのだろーと思えます。したがって、逆に言うと検索してみて数件とか数十件とかですね、その程度ダウンロードするということは恐らく想定されていないということでこの図が作られているのかなという気がいたしました。そういうエコシステムから飽くまでも見ているにすぎない。逆に言うと、そこに個人だから利活用機関に入れなくてかそういう意味ではなくて、このシステム全体として営利性のある程度持った形で、仮に一定のエコシステムが成立することを前提としますと、その提供とそれに対する対価の支払という辺りである程度仕分けができるのではないかという気がいたしました。ただ、そのときに、冒頭今日、小塚先生が御意見とおっしゃった、例えばクラウド上にデータを置いて利用するようなことも念頭に置くべきだという御指摘がございました。今、大体どのデータベースからダウンロードする際も、全部ダウンロードするのは許諾しないと書いてあるわけですね。図書館のウェブサイトなどにもそういう注意書きが書いてあります。そうしますと、エンドユーザーが全部データを丸ごとダウンロードしてクラウド上とかに置いて使うということが、このスキームではそもそも想定されていないのではないかという気もいたしましたので、その利用形態を、これはデータベース著作権との関係も出てくるのかもしれませんが、検討する必要があると、御議論を伺っていて感じたところです。

それから2点目。破産者マップ事件の方なのですが、私自身はデータが漏えいしてしまったときのことを考えて、限定提供データの活用も考えられるのではないかという

ことを先ほど申し上げたわけですが、破産者マップ的なものを防ぐにはどうするかということにつきまして、民事訴訟法の IT 化のときにも確か少し関連した議論があったように記憶いたします。このときに、やはり罰則がないとまずいのではないかという議論と、罰則があったとしても大して抑止効果にならないという議論と、確か両方あり得たという議論だったと思うのですね。私自身ここで明確な何か答えを持っているわけではございませんけれども、やはり何がしかの抑止効果を持たせるためには罰則ということが必要になるのかもしれませんが。技術的にどう入れるかということとはちょっと私もまだ現時点では考え合わせておりませんが、罰則の必要性もあり得るということだけ御意見として申し上げさせていただきます。

以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

まずこの論点全体については、私もこのスキームが良いと考えております。そのことを始めに申し上げた上で、以下のコメントを申し上げたく存じます。

まず、中原委員の御意見には、そもそも何でこんな真ん中に二つも入るような仕組みをとっているのかがよくわからないという御疑問が基本にあるのだらうと思いました。これについては、情報管理機関を置く理由と利活用機関を置く理由を、それぞれ別に考える必要があるのではないかと考えております。情報管理機関を置く理由については、これまでも様々な先生方から御指摘があったところかと思いますが、裁判所自身で仮名化処理その他の情報加工を担うということがなかなか難しいという状況があり、それを外部機関に行ってもらった必要があるというところが基本的な出発点ではないかと考えております。その際に、最初に板倉委員から御指摘のあった、委託の仕組みにするのか、第三者提供の仕組みにするのかというところが一つ大きな問題であると思えます。これは私の意見になりますけれども、委託の形にすると、判決情報に実際にどのような加工を行うのかの詳細について、裁判所が自ら細かく決定する責任を負うという形にならざるを得ないように思いますが、そのようなことは恐らく相当難しいのではないかという気がしております。したがって、この情報管理機関については、法務省が規制権者になって、一定の許認可を与えるという形で法律上の位置付けを与え、裁判所から当該機関に判決情報を第三者提供するという仕組みにせざるを得ないのではないかと考えている次第ですが、これは今後更に、引き続き議論が必要であるように思っているところです。

他方で、利活用機関の位置付けについては、今日の先生方の御発言の中でも、私から見ると、人によってやや御認識の違いがあるような気がしております。これは以前から御指摘のあったところかと思いますが。特に、利活用機関に研究者グループなどを含めるというのは、それはそれで良いと思うのですが、そういう考え方をとった場合に、例えば企業グループ、あるいは業界団体のようなところが、やはり利活用機関として入ってくること

を希望するという可能性も十分にあるように思います。もちろん、利便性だけで考えれば、利活用機関を通した方が様々な付加情報などが付いていて使いやすいということがあるのだらうと思いますが、他方で、利活用機関を通すと恐らく企業は有償で取得することになり、かなり高額のコストを払わないと情報が取得できないということになるのだらうと予想されます。ところが、利活用機関として入ってしまえば実費相当のコストだけで済むので、かなり廉価に大量のデータを取得することができるわけですから、一定の専門的な人材やスキルを備えた業界であれば、むしろ自分たちで利活用機関として入ってしまった方が得だという判断をする可能性も十分にあるのではないかという気がしております。ですから、利活用機関として、どのような主体に、何をすることを認めるのかという点は、制度設計段階できちんと決める必要があるのではないかと思いますし、その審査を、誰がどのような形で行うのかということもやはり決める必要があるのではないかと思います。このエンドユーザーと利活用機関の区別を厳密にやらないと、このスキームはうまくいかないのではないかという印象を受けた次第です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。小町谷委員お願いします。

小町谷委員：

はい、一番最初に板倉委員から御発言があった委託、つまり裁判所が委託をして、仮名化をしてもらった判決データを情報として流していくのか、情報管理機関に生のデータをそのまま渡して仮名化をしてもらうのかについて、御意見と伺いますか、どちらにすべきかというような疑問の投げかけがあったかと思います。

裁判所の業務の内容とも関わってくるはずですので、私の最初のイメージは、最高裁の事務総局の方で、判決データを集めたデータベースか何かを構築され、それが流れていくのかなと思っていました。しかし、先ほどのお話からすると、どうもそうではなく、各地方裁判所のところにあるデータが流れていくと理解しました。そうなりますと各地方裁判所が委託先の監督をするのかについては、どう考えても無理ではないかと感じております。ですから、やはり情報管理機関の方にそのまま生のデータが流れていくという考え方で進めるしかないと思います。同時に、生のデータを流した後、さようならというふうになるわけではないと思うのですね。裁判所と情報管理機関との間で連携をとるはずなので、何らかの、これは監督ではないにせよ、何らかの関わりがあるのだと思います。どのような形で仮名化をしていくのかというような情報の共有も当然必要ですし、どんな形で管理していくのかというような情報も多分共有していくのではないかと思います。監督ではないものの、何らか裁判所の関わりがあるという形を残しておくということのかなと感じております。いずれにせよ、先ほどからいくつかの論点で、まず裁判所がどうお考えなのかという方向性が定まらないとすごく議論がしにくいところが残っているように思われますので、いずれかの段階で裁判所から御意見を頂けたらと思います。

以上でございます。

山本座長：

はい、ありがとうございました。それでは増見委員お願いいたします。

増見委員：

やや後戻りの議論となってしまいますが、先ほど米村委員より、エンドユーザーが判例情報を取得する際に、利活用機関から取得するのか、情報管理機関から取得するのかで、扱われ方が変わるという話がありました。その場合、ユーザーとしては、どのようにデータを入手すべきか判断するのが難しくなると思っております。例えば、企業の法務部門の立場からは、今は最高裁のデータベース等より無償で、少なくとも一部の判例のデータを取得できるのですが、現在の議論で想定されている利活用機関から情報を取得する場合、かなり高額のデータベースの契約を結んで、その中で取得しなければならないこととなります。それは、情報の入手に当たって、大きなハードルになると考えます。そのため、情報管理機関から直接かつ安価に情報が取得できる選択肢が残されていることは非常に大切です。しかし、情報管理機関のデータへの直接のアクセスに、それなりの厳しい適格性の審査があり、一定の要件を満たさなければ情報を取得できないのであれば、無償で取得できる情報がなくなるのであれば、現在よりハードルが上がることになる、利活用機関を通さなければ情報が入手できず、そのためには、それなりの対価を支払わなければならないのかということになると、自らが利活用機関として認められるための適格性の要件と、利活用機関に支払わなければならない対価を比較衡量して選択しなければならないことになってくると思います。そのため、制度の中で利活用機関と位置付けられるのか、エンドユーザーとして位置付けられるのかについて、どのような扱いの違いが生じるのかは民間企業にとっても関心事項になると思います。そのため、取扱いの整理を明確にさせていただくことを希望いたします。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。長田委員からお願いいたします。

長田委員：

念のため、補足的な説明ですが、先ほど保有個人情報を持つ主体としては各裁判所、全国 109 の裁判所だということは申し上げたところですが、本件で想定されているような判決データを司法行政目的でいずれかの裁判所が取得して、情報管理機関に委ねるといった場合、どの裁判所が取得することになるのかということについて、恐らく元のデータ自体は一体としてどこかに集まって保存されている形になるので、必ずしも内部で議論が進んでいるところではないということをお伝えしておきたいと思っております。

もう一つ、裁判判決情報の管理の仕方について情報管理機関に委託するのかそれとも渡してしまうのかという御議論があったかと思うのですが、裁判所としてこれまでも申し上げているとおり、裁判所の一番の使命は、言うまでもなく実際に起こされた個別の事件の紛争解決に当たるということですので、仮に裁判所において、年間 20 万件程度の判

決情報の仮名処理を行うとしますと、人的物的資源に対するコストが膨大なものになり、そのコストは国民一般の負担とならざるを得ないという懸念があります。また、こうした仮名処理に関する事務というのは、裁判例等の提供先の利活用機関に商業ベースの民間企業が含まれるということに照らしますと、中立的な立場にある司法機関の担う事務にはなじまないのではないかと御指摘もいただいています。

こういったことを踏まえますと、仮名処理に関する事務は、最新の技術とか専門性があり、これを効率的に行うことができる機関で行うことが、社会全体の効率性を向上させようとしているこの検討会の中での趣旨に沿うものではないかというふうに考えているところです。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

2度目で恐縮ですが、いろいろ先生方の御議論で気になるところが出てきましたので発言させていただきます。先ほど米村先生の御発言をきっかけに、エンドユーザーと利活用機関というものの区分ということが問題になりましたが、先ほど私の発言では、ややマイルドに申し上げたのですが、例えば、エンドユーザーとしてしか利用できないということになりますと、では弁護士とか法律事務所はエンドユーザーなのかと。そうすると、例えば判例データベース事業者というのは日本でも数社、数えられるぐらいしかありません。そして、それらの事業者は、一般的な商品は広く法曹界に提供するでしょうけれども、例えばある種の高度な分析を伴うものについては特定の法律事務所とのみ提携して行うこともあり得ます。これは、先ほど申しました商業的なデータベース事業者としては正当な行為だと思います。それを禁止するというのは、それはそれでまた大変なことだと思います。そうすると、その限られたデータベース事業者に選ばれた法律事務所以外の弁護士とか司法書士はどうしたらいいかという問題が出てくる。ですから、やはりそういう方々は、情報管理機関に直接アクセスする、つまり利活用機関に自らなるということができないといけないのではないかと。この辺り私は、制度の根幹として重要ではないかと財団PTのときから思っていて、発言もしてきました。そこまでくると、米村先生の言われる企業とか業界団体というのも排除するという事は、なかなか難しいのではないかなというふうに思われるわけです。つまり、法律事務所はいいけれども企業は駄目だと言うと、企業内弁護士はどうしてそこで違う扱いになるのかというようなことにもなりそうなわけです。ただし行為規範は違得るであろうと。つまり、利活用機関から提供されるものに比べて、例えば情報管理機関から提供されるものは少し前に議論がありましたけども、CSVデータとか、処理可能なテキスト的なプレーンな形のデータになっているわけで、利活用機関からPDFとかワードで落とすとかいうのと全然違うわけですね。なので、その場合には、その利用の形態に照らした規範というものがかかってくるであろうと。あとは、湯淺

先生が御指摘の、規律を実効的に貫徹するためにはどういふことが必要なのか、罰則でいいのかということも含めて考えていくことになるのだということで、何か利活用機関について、いわゆる適格性審査みたいな、例えば財政基盤とかですね、あるいは中立性とかそういうことを審査するということだとすると、ちょっと違うかなという気がしているということでございます。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

東京大学の宍戸でございます。先生方からいろいろ御議論をいただきまして、私も考えてなかった論点がいっぱいあるなというふうに思いました。大きな全体の構図として言いますと、この裁判、あるいは民事判決データが非常に公共的な意義を持ち、見たい人がそれにアクセスすることができる、公共的な情報として国民の知る権利を満たす、これが大きな理念として今回の意義である、そのためのデータベース化である、ここはまず一つ出発点として押さえておくべきところであるだろうと思います。

その上で、その国民の知る権利が抽象的にあるということから、誰が、具体的にどのような水準で、判決の生データなのかあるいは誰かが既に加工したことによって便利に使えるようなデータという形になっているものにアクセスできるのかを、分けて議論をしていかざるを得ないのではないかと思います。

利活用機関の位置付け、意義について、いろいろ御議論が出てくる最大の要因は、情報管理機関とエンドユーザーを引いた残りが利活用機関である、したがってこの利活用機関とは何なのかということが、情報管理機関の位置付け、それからエンドユーザーのイメージによっていろいろ議論が変わってくるのだだろうと思います。情報管理機関について申し上げますと、既にこれまで何度も御議論に出てきましたように、ここがいわば裁判所の代わりに、判決を、データベースを整備してオープンデータとして提供していく、その際に必要なメタデータを付けていく等々、どれほどの公共的な役割を担うのかは法務省様のお考えと、とりわけ裁判所様のお考えに強く影響を受けて、情報管理機関のあるべき姿が決まるものでございます。これについては何度も御議論ありますけれども、ここでの御議論を踏まえて、あるいはこういった点を論点としてこの場で議論をしろということがあれば、裁判所からお示しをいただいて、例えばこういう点ではどうでしょうか、あるいはこういったオプションがいくつかあり得るのではないかとといったことで固めていかないと、利活用機関のイメージ、あるいは全体の流れが固まらないところがあるのだだろうと思います。これも既に先生方から御指摘あったとおりです。

逆側でございますけど、エンドユーザーでございます。エンドユーザーという言葉は、今、私お話を聞いていて、これも委員の先生方の中で大分イメージが違うように思いました。利活用機関から情報の提供を受けるといった人を広く含めてエンドユーザーという

のか、そうではなくて、具体的にデータベースを買ってビジネスをされるけれども、それが高いから自分が利活用機関になろう、ある意味で分野が特殊かもしれませんが、なろうと思えばなれる、しかし、必ずしも法務情報サービスに特化しているわけではない企業を含む場合もあれば、例えば大手のロー・ファームさんのようなものも含むのかといったように、エンドユーザーという言葉に非常に多義的な言葉、意味合いが込められているように思います。研究者もそうです。私の方からしますと、ここでいうエンドユーザーは、最後は司法サービスを利用する国民一人一人のことじゃないのかと思うこともございますので、実はこのエンドユーザーの中身も非常に多義的、多様であると思います。そして、観念されるエンドユーザーが誰であるかということによって、一つには弁護士、弁護士事務所であるといった場合には、利活用機関にお金を払って利用できる、括弧付きのエンドユーザーである弁護士ないし弁護士事務所と、そうでない弁護士、弁護士事務所の間の公平性を保たせなければいけない、利活用機関に一定の規律をかけなければいけないという議論が、例えば出てきたりするわけでございます。

それで考えてみますと、湯淺委員が御指摘になったことに最終的に収れんしてくるところでございますけれども、この話全体として、後に大きな、民事判決データのエコシステムをどう観念して、どういうニーズ、ユーザーを想定して、その場合に適正にデータが流れていくといった問題なのか、そのために、どんな誰に、どんな規律が必要なのか、必要でないのか、個人に任せておけばうまくいくのか、ということが問題になっているのではないかと。その点は今日の議論を踏まえて、論点を事務局において整理していただく話かと思いました。ただ、いずれにいたしましても、利活用機関として第一次的に観念されるのは、民事判決のデータ、約20万件というデータになりますけれども、分野ごともあるのかもしれませんが、基本的には自身の関心ではなくて、一般的なエンドユーザーである弁護士であったり、我々研究者であったり、企業法務の方であったりを通した、民事判決のデータの流通の流れにおいて、重要な役割をビジネスとして伝統的に担われてきた、これまでこの場でお話をいただいた、判決データベース等を商用で提供される事業者の方がまず念頭に置かれるというのは、そのエコシステムを考えるという点では自然であると思います。まずはそこを軸に、しかしそれ以外にも多様な利用機関であったり、多様なエンドユーザーのニーズに応えるということはある得るだろう、それは当然余地として認めた上で、しかし真ん中にまず話の中心として、今までの財団PTで御議論いただいたのはその方だと思いますけれども、それを基礎に少し議論を足していくということで進めていったらいいのではないかと、お話を伺っていて思ったところです。

すみません、長くなりましたが私からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。それでは、この論点4につきまして、今、最後に宍戸委員から、非常に適切なまとめをいただいたのではないかと申し上げますけれども、大きな流れ、あるいは

は原則的な流れとして、こういうような流れ、情報の流れというものを、本件スキームというものを念頭に置くということについては、基本的には皆さんの御意見っていうのは一致していたかなというふうには思います。この情報管理機関、利活用機関というのは一応間に入って行くということですけども、ただもちろんその情報管理機関の役割、あるいはその裁判所との関係、こういったものをどういうふうに位置付けるか、また、とりわけこの利活用機関、エンドユーザーの関係、それは利活用機関の機能というものをどういうふうに捉えていくのか、それに対してどういうような規制といたしますか、コントロール等を及ぼしていくのか等々については、これまた各論的なところで様々御議論いただく必要があるというふうに思いますし、今日皆さんから頂いた御意見というものを、事務局においては精査していただいて、今後各論的な部分についての資料を作成するに当たって考慮いただければというふうに思います。

それではよろしければ引き続きまして、恐らく本日最後になるのではないかと思いますけれども、資料の15ページ以下の論点5というところになります。想定されるリスクの洗い出しですね。この点についての御議論に移っていただければと思います。まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。スライドの15ページから16ページについて御説明を差し上げたいと思います。

まず15ページを御覧ください。本日のメイン論点ということになりますが、今後の制度設計の前提として、民事判決情報の利活用の過程全体の中で生じるリスクの洗い出しをお願いしたいと思います。もう既に先ほどの論点の中でも様々な御意見があったかと思えますけども、この図は先ほどの図に各主体が取り扱う情報の内容を記載するとともに、想定されるリスクを記載したものでございます。情報管理機関、利活用機関、エンドユーザーのそれぞれにおいて生じるリスクを、色分けをいたしまして、①から③までのボックスに記載しております。ここに示しておりますのはあくまで一例ということでございまして、また、必ずしも制度的な手当てまでは要しないと考えられるリスクも記載しておりますので、あくまで御参考ということでお考えいただけたらと思います。

続きまして16ページを御覧ください。このスライドは「制度の全体像」と題しておりますけれども、情報の流れに沿って先ほどお示したリスクへの対応方法をまとめた表になります。表の左側のリスクとある欄には、先ほど一例としてお示したリスクを列挙しております。対応の主体、規律の対象という欄にはそれぞれの主体に対応する形で対応方法の一例を記載しております。表の色分けは、前のスライドの①から③までの箱の色に対応しております。この見方ですけども、例えば、①の情報管理機関における民事判決情報の不適正利用のリスクというところがありますが、これに対しては、情報管理機関に対する不適正利用を禁止する規律を設けることで対応ができるのではないかと考えられます。次の情報管理機関における情報漏えいにつきましては、情報管理機関がセキュリテ

ィ体制を確保することにより対応が可能ではないかと思われま。また、仮名漏れの欄を見ていただきますと、情報管理機関が適切な体制を確保して漏れを防ぐということが考えられるほか、仮に仮名漏れが生じてそのまま情報が下流に流れていったとしても、その下流に位置する利活用機関やエンドユーザーに対して、入手した情報に仮名漏れがあることを知りながらあえてインターネット上にアップロードするなどといった不適正な方法で利用することを禁止すれば、プライバシーリスクへの対応が可能になるようにも考えられます。他方において、このような複層的な対応が考えられる場合に、果たしてエンドユーザーにまで不適正な利用を禁ずる規律を設ける必要があるのかどうか。これは先ほどエンドユーザーの外延について御議論あったところですので、そうしたことを踏まえて更に議論があるのではないかと思われま。この表は、こうした議論のたたき台として御活用いただくために作成したものでございまして、具体的な対応の方法につきましては、洗い出されたリスクの内容を踏まえつつ、皆様に御議論をいただければと存じます。それでは、前のスライドに戻りまして、論点5について、幅広い観点から御議論、御意見を頂ければと存じます。

よろしくお願ひします。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。それではこのリスクの洗い出しということでもありますけれども、この点につきまして是非、もっとこういうリスクもあるのではないかとか、あるいはこういうリスクについてはこういう形での対応というのが更に考えられるのではないかと等々ですね。この15ページ16ページのこの図というか表について、お気づきの点、何でも結構ですので御指摘を頂ければと思います。それでは板倉委員、お願ひいたします。

板倉委員：

はい、板倉です。ありがとうございます。三つぐらいあるのですが、一つは、基本的に、個人情報保護法は情報管理機関と利活用機関にかかると思ひます。個人情報保護法に不適正利用禁止という非常に一般的な条項が存在しているため、個人情報保護法に加えて新たな法律で義務を書くのか、そうではなくて義務は個人情報保護法の解釈として示していくのか。例えば情報漏えいも個人情報データベース等に該当すればセキュリティの義務がかかっていますので、それは個人情報保護法があるからという形で解釈だけ示すのか今回新たに書くのかというのが、情報管理機関と利活用機関にはあると思ひます。それからエンドユーザーにまで目的外利用を禁止すべきかという点に関し、デジタル庁が、いろいろな情報がインターネット上で閲覧等できる場合の配慮について全省庁で一応まとめた方針があります。これの中でも閲覧情報の不適正な利用を防ぐためのルールを整備についてというのがありまして、この取組も一般的な行政規制になるとすればかかってくるので、そことの整合性も加味しながら考えていただければと思ひます。

それから先ほどの表にない点が二つありまして、一つは提供部分ですね。これは今までの判例データベースも、個人情報保護法との関係では「著述」で解釈するしかないのでは

ないかという話を前回か前々回申し上げましたが、この情報管理機関から利活用機関、利活用機関からエンドユーザーもこれは仮名が漏れていたとしても「著述」なのだ。仮名化してあっても個人情報の場合も当然ありますし最初の方にも申し上げたように裁判官の名前とか弁護士の名前とか一応入っていますので、それは「著述」という解釈でいくのか、そうじゃなくて何かこれ法律に書くのかというのを一つ考えないといけない。

それから最後に、先ほどの表には裁判所自身がないので、これは巽先生もおっしゃっていたように、いったい裁判所はここで作るデータベースを何だと思ってどういうふうにするのかということで、裁判所の情報の取扱いについて書くのか書かないのか、これは裁判所全体の中でのこのデータベースの位置付けも含めて考えないといけないという点で、以上4点申し上げました。よろしくをお願いします。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。増田委員、お願いいたします。

増田委員：

はい、ありがとうございます。私の方からはこのエンドユーザーに関してなんですが、利活用機関のところには一定の規範を設けて、何らかの条件をつけるかというお話があるかと思うのですが、個人の場合ですね、一般国民の場合、それをどの程度運用するのかという問題があるかと思えます。

情報処理、情報管理機関から出されたデータがもう仮名処理されているので、万が一流出しても大きな問題はないというふうに考えるのか、その問題だと思うのですけれども、それでもなお不適正な利用をしてはいけないのか。それからこの推知情報ということに関わるかと思うのですけれども、例えば消費者問題というのは一件だけの問題ではなく、どうしても問題が多発するということがありますので、いろいろ情報を兼ね合わせて推測した情報を付け加えて、それをどこかにアップしていくとかそういうことも考えられるわけですね。

一方的な情報を加えて SNS などでは流されると、非常に拡散されて炎上したりという可能性も今はありますので、個人、国民個人に関しても何らかの条件というか、規制をかける必要というのがあるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。板倉委員お願いします。

板倉委員：

今の増田委員の話に関連して、少し私もエンドユーザーと規制というのを申し述べたので申し上げますと、利用目的が狭ければ狭いほどエンドユーザーの方にも規律をかけなければいけないわけですが、判例というのは限りなく利用目的は限定されないものがありますので、当然それに過度の規制をかけると表現の自由等の問題も出てきます。結局ここは、これは指針内だからいいという、名誉毀損になるようなものは駄目だよという努

力義務的なものにならざるを得ないのだろうなという気がします。それは先ほどのデジタル庁の方針に当てはめたとしてもそうなるのだろうなという意味で、注意規定に近いものだと思います。ここがつつり規制をかけると当然判例について語っちゃいけないのかみたいな話になりますので、かなり緩いものにはなる、注意規定的なものになるのではないかなとは思いますが。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

はい、ここに書いていただいたこと自体は私も理解しますし、それに異論を唱えるわけではないのですが、書き方としてはやはり気になるところがあります。

どういうところかと言いますと、例えば情報漏えいとか、推知情報というのがそもそもリスクなのかということです。何か推知されるというリスクなのだと思いますけれども、情報漏えいということがリスクだとすると、前提として何か秘密の情報があるということだと思うのです。秘密の情報があるから漏えいする。しかし民事裁判に関わる情報というのは、閲覧制限がかかっているという場合を除けば、これはそもそも秘密ではないということが前提なのではないかと思うのです。ですから情報漏えいリスクというと、ちょっとやはり違和感がある。何が申し上げたいかという、板倉先生が2回目におっしゃったことなのだと思いますけれども、要するにプライバシー侵害ということが起こるかどうか、これがリスクの本体なのだと思うのです。そうすると、プライバシーという一般的な用語はともかくとして、法律的な意味でプライバシー侵害という権利侵害が発生する場合というのは、これはある程度限られた話である。例えば、一民間人が訴訟の原告になっているとか被告になっているということが明らかになることは、プライバシー侵害なのだろうか。そんなことを言ったら裁判所の入口だって目隠しの目張りか何かしないといけないのではないか、というような気もするわけで、それはちょっと極論ですけれども。どういう場合に、どういう情報が、どういう形態で広く流布した場合にプライバシー侵害が成立するのかというところを、少し丁寧に議論をしないと、ちょっとでも個人の氏名が明らかになったらそれはもうプライバシー侵害だ、それが流出したのはどこから流出したのだ、そういうリスクを防ぐためにはどんなセキュリティが必要だと、そういう話になりそうですが、それは少し違うのではないかなというふうに思ったということです。そのことが情報漏えい、推知情報等々の辺りについて非常に気になったことです。

それからもう一つは、先ほど私が発言したこととも関係しますが、情報管理機関のところの下の方で不公平な提供と事業破綻リスクという項目が出てきました。不公平な提供、これは先ほど申し上げましたが、ものすごく大事なことだと思っておりまして、ここに対する公平なアクセスというのがこの制度の肝であるというふうに私は考えます。逆にそのリスクは、技術的には低いのではないかなと言われればそうかもしれませんが、しか

し理論的には強い肝であると考えます。それに比べると事業破綻というのは、別に破綻していいと思っているわけではありませんが、リスクのレベル感としてはやや違って、対応策の方の表にも書いていただいているように、例えば適切にスムーズに事業承継できるような仕組みさえ作っておけば、暴論としては破綻してもよいということになりますし、もっと言えば破綻が起きないように、それは財政支援をしっかりとしましょうというレベルのことなのであって、ちょっとそこはレベル感が違うかなと。そういう意味ではリスクの洗い出しということでこう書いていくというのは重要なことかもしれませんが、それぞれのリスクの質と、レベル感の違いがあるということは自覚して議論したいなというふうに思いました。

以上でございます。

山本座長：

はい。ありがとうございます。小塚委員の御指摘、誠にごもつともで、この資料の趣旨としては、今最後に増田委員がおっしゃったように、とりあえず全てのリスクを網羅して、それぞれに対応することを考えてみましょうということであろうかというふうに思います。当然ながらこの、それぞれのリスクの重みあるいはそれに対する対応の、何というかですね、必要性の強度というのはそれぞれ事柄によって違ってくるということは正にその御指摘のとおりかなというふうに思います。

それでは宍戸委員お願いします。

宍戸委員：

はい、宍戸でございます。今座長がおっしゃられたとおりでらうと思うのですがけれども、小塚先生がおっしゃるとおり、そもそもリスクを1回全部書き出してみたらいいのではないかということは、多分私が申し上げて、それで事務局が大変苦心して書いていただいたものだろうと思います。その点で私、責任を若干感じているところではありますが、同時に、とにかく1回洗い出して可視化してみた、そうやってきた次の評価として、そんなにまじめに検討や気にしなければいけないリスクがどれかといった問題がまず一つあります。

それからもう一つは、既存の法制あるいは社会的なルールにおいて既に対応済みだと考えられるリスクであって、民事判決データベースを情報管理機関を上流として流通させることで何か実質的に異なるリスクが起きているわけでなければ、それは既存のルールで対応すればいいのではないのか。とりわけ先ほど板倉先生からもお話ございましたけれども、これは繰り返しになるのですが、多義的であると思いますけれどもいわゆるエンドユーザーが民事判決データを取得して何か悪いことに使うといったことがあったときに、どう対応するか。もちろん一定の場合においてはプライバシーの問題だと言えるかもしれませんが、破産者マップ問題が何度かこの場で議論されておりますけれども、こと民事判決の仮名化された情報を大量に取得して、悪用されるようなことについての問題を、行為規制という形にするのか、法益侵害として書くのか。結局同じことなのか

もしれませんが、何らかルールを明確化していくことも含めて、この後、1回書き出したリスクに対して既存の仕組みで対応できているもの、あるいは既存の仕組みの中で民事判決固有の問題として明確化を要するものを整理していき、それ以外は、この後御議論がある制度整備の在り方に関わると思いますが、利活用機関それから情報管理機関に固有の規律で過不足なく対応できるものになるのかを整理していくということになるのかなと思います。

いずれにしても今の段階で、民事判決データが流通することによって、今まで世の中にある、あるいはオープンデータ一般に伴うリスク以上の固有のリスクがあるのかということについては、特にこの場にお詳しい方々がお集まりだと思いますので、何かお気付きの点がないかどうかは今の時点でいただけると、事務局も、今後の検討という点でも、非常に助かるのかなと思います。

私からは以上です。

山本座長：

ありがとうございます。事務局になり代わってというか、御発言を頂いて大変ありがたかったかと思います。

あるいは、まだ今日の資料がいっぱい残っているのでとお思いになって、御発言を控えていただいている方もひょっとするといえるのかもしれません、今日のところは、この論点5まで御議論いただければ基本的には足りるというか、論点6以下は、次回に議論していただいても基本的には十分であるという、腹づもりで今日ここで議論していただいていますので、今宍戸委員からも御指摘があったように、何でも結構ですので、こういう点もあるじゃないかとか、この論点をここのリスクについてはより気をつけるべきだとか、ここはまあ大したことじゃない、今の他の制度でも対応できているのではないかな等々、何でも結構ですので御発言いただけたところがあればと思います。異委員、お願いします。

異委員：

ありがとうございます。このリスクの中に含まれてないように見えますのが、情報が処理される過程で判決情報の真正性が失われてしまうとか、そこまできかずとも、情報を加工したり付加したりしていった結果、利用者の側からはアクセスできなくなってしまう判決が生じるといった辺りかかと思います。判決情報の真正性の確保ですとか、特定の判決の検索性を意図的に下げないですとか、そういった辺りも問題としてあるのかなと感じた次第です。これは主として、青の情報管理機関におけるリスクということになるかと思いますが、裁判所や利活用機関にも関わると思いますが。

もう1点は、ここでの話ではないかもしれないのですが、先ほどエンドユーザーに規律をかけるとしたらどういうことになるかという話が出ていましたけれども、この種の規制には、法務省や個人情報保護委員会が勧告や命令を出すような行政規制があれば、民事法の特別ルールとして行政機関を介さずに裁判所で問題を処理するルールもありますので、リスクの性質に応じて取るべきその規制の手段も変わるだろうと思います。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員、お願いいたします。

町村委員：

はい。先ほど小塚委員がおっしゃっていた中で①の情報管理機関が不公平な提供をしないというのが肝だというお話は、私も同感です。ただ、エンドユーザーが情報管理機関にアクセスできるという要素を入れてしまうと、その公平さっていうのは一様ではなくて、非常に多様な利用者を多様に扱うという、配分的正義的な公平を強いられるわけですから、ちょっと概念矛盾のようなものにもなってきますよね。なので、非常に難しい話にはなろうかなと思います。さっきの話にどうしても戻ってしまうのですが、エンドユーザーが利活用機関ではなく情報管理機関にアクセスをするという形をとらないで、しかし、エンドユーザーが国民として判決情報にアクセスを保障されるということを考えると、この利活用機関のところをもう少しですね、幅広くすべきかと。利活用機関一つ一つに、全員にその不公平な提供を禁じるっていうことは理念としてもあまり良いことではないと思いますけれども、しかしながら利活用機関の全体を持ってですね、エンドユーザーに全ての判決へのアクセスが可能になるような、そういう利活用機関の存在を保障するといいますかね、そういうような形で代替できないかなというふうに考えた次第です。例えば図書館であるとかですね、先ほど山田委員が法テラスとおっしゃっていましたけれども、法テラスもその一つかもしれません。要はエンドユーザーの法へのアクセスを保障するような、そういう機関というのが営利企業ではないセクターにも道を開くと、そういう可能性を置いたらいいのではないかなというふうにはちょっと思っています。

その他リスクとして、判決情報は公開なのになぜ情報漏えいが問題となるのかというところには、私も引っ掛かりを覚えるところではありますし、それから推知情報等というところで何を要求するかということにもかかってきますけれども、推知できないようにするというようなことをしてしまうと、これはもう判決データではなくなってしまうので、それこそ教科書に引用された判決の一部みたいな、そういうものしか提供できなくなってしまうと、これはちょっと全体のスキームには反するかなというふうに思いますので、今後の議論でその辺を詰めていきたいというふうに思います。

以上です。

山本座長：

はい、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。事務局の方から何か確認しておく点はございますか。

事務局：

渡邊です。特に今の時点ではございません。

山本座長：

はい。ありがとうございました。それではよろしければ、今基本的にはここで掲げられ

ているリスクというようなもの、中身とかあるいはその重要性とかについては様々御意見を頂いたところですが、基本的にはここに掲げられているようなリスク、それに付加すべき点についても一部御指摘をいただきましたけれども、おおむねはこれに沿っての御議論をいただけたかと思えます。

それに対する対応というのは今後の各論的なところで御議論をいただくことになろうかと思えます。それでは、以上で論点5のところについて御議論をいただきました。先ほど申し上げたように、今日はここで終わっても良いかなと思ってはいたのですが、若干時間がなお残っておりますので、引き続きまして、この17ページ、資料2の17ページ以降につきましても、事務局の方から若干御説明をいただいて、時間の許す限りで御議論をいただければというふうに思えます。事務局からお願いいたします。

事務局：

渡邊です。それではスライド17ページから最後まで御説明差し上げたいと思えます。

まずスライドの17ページを御覧ください。第3は「制度整備の在り方」についてでございます。具体的な制度設計につきましては、本日頂きました御意見を踏まえながら、事務局において検討してまいりたいと思えますが、ここでは財団PTにおける議論の内容を御紹介しつつ、設けるべき規律の内容につきまして、現時点で想定される論点を適宜お話ししながら、今後の検討の方向性について皆様から御意見を頂きたいと思えます。

スライドの18ページを御覧ください。まず、「法整備の必要性」でございますけれども、ここでは財団PTにおける議論の状況を御紹介します。財団PTにおきましては、本件スキームを実現するためには二つの観点から法整備が必要であるとされました。まず1点目でございますけれども、裁判所から情報管理機関に対する民事判決情報の提供プロセスについて法整備をする必要があるとされました。これは現行の実務では、民事判決情報の提供要請があった場合、要請を受けた各地の裁判所において、内部的な規律の下で、個々の民事判決情報について、その利用目的など個別具体的な事情に鑑みて、その提供の可否などを判断する運用となっているそうですが、本件スキームの下では裁判所から提供される民事判決情報の数が膨大な数に上りまして、利活用の目的も最終的には多様なものとなることが予想されるほか、個々の民事判決情報の提供の可否などについての裁判所の個別具体的な判断を経ることなく情報管理機関が包括提供を受けることを可能にすることから、適正性確保のための方策として法整備をする必要があるとされたものでございます。

2点目でございますけれども、情報管理機関に一定の適格性を求め、これを担保するために法整備をする必要があるとされました。これは、情報管理機関には公益的な事業の担い手として、個人情報を含む膨大な量の民事判決情報を取得すること、訴訟関係人の権利利益との適切な調整を図りながらこれをデータベース化すること、適切な情報セキュリティ体制の下で厳格にこれを管理すること、提供先となる利活用機関の情報管理体制等を考慮しながら公平に提供を行うことなどが求められるほか、実費以上の収益を上げるこ

とも想定されていないことなどを踏まえまして、情報管理機関に一定の適格性を求め、これを法的に担保すべきであるとされたものでございます。

続きましてスライドの 19 ページを御覧ください。財団 PT においては以上のような議論がされてきたところでございますけれども、この検討会においても、改めて法整備の必要性などについて皆様の御意見を頂きたいと思っております。論点 6 としてお示ししておりますけれども、本件スキームと同じような形で民事判決情報を提供していくこととした場合には、一定のリスクが想定されるところでございまして、これに対応するためには、裁判所から民事判決情報の包括的提供を受けられる者を一定の適格性が担保された情報管理機関に限定いたしまして、民事判決情報の提供プロセスについて法整備をする必要があると考えられるところですが、この点について改めて皆様の御意見を頂きたいと思っております。また、論点 7 では規律を設ける際の留意事項について、論点 8 では情報管理機関の適格性を担保するために求められる事項について、皆様から御意見を頂きたいと考えております。

続きましてスライドの 20 ページを御覧ください。論点 9 では、利活用機関におけるプライバシーリスクへの対応としてどのような規律を設けることが考えられるか、皆様からアイデアを頂戴できればと思っております。御参考までに、財団 PT においては、情報管理機関が民事判決情報を利活用機関に提供する契約が適正な内容となるよう、必要な規律を設け、利活用機関には契約内容を遵守させるなどといった方法が考えられるのではないかとこの意見があったところでございます。このような方法はあくまで例示として示され、具体的な方向性までは示されておりました。

続きましてスライドの 21 ページを御覧ください。論点 10 は、エンドユーザーにおけるプライバシーリスクへの対応についてです。財団 PT においては、明示的な論点としては議論されなかったところでございますが、エンドユーザーに提供される民事判決情報は、基本的には適切な仮名処理が行われたものと考えられるものの、不適正な利用などにより訴訟関係人の権利利益が害されるリスクは必ずしも否定しきれないようにも思われます。このようなリスクの低減を図るための措置について、その要否も含めて皆様の御意見を頂ければと存じます。

残りの時間も限られておりますので、個別の論点につきましてはまた改めて御議論いただきたいと思いますと思っておりますけれども、残された時間で概括的な御意見でも頂戴できればと思っております。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。という趣旨ですので、また改めてしっかりと御議論いただく時間は設けたいと思っておりますけれども、残りの時間でもしお気づきの点があれば、御質問でも御意見でも何でも結構ですので、この時点で御発言をいただければと思っております。宍戸委員、お願いします。

宍戸委員：

はい、宍戸でございます。度々申し訳ございません。ここで具体的に論点7から9まで上げていただいている点は、これまでも総論的に、あるいは総論と各論の真ん中で中論と言ったらいいか分かりませんが、御議論いただいている点に対応する部分も多いと思いますので、適宜、それらの発言の中でどれに対応するかということ、次回事務局において御整理いただけるといいかなと思いますというのが1点です。

2点目は、これに類似した制度として、次世代医療基盤法の仕組みがあるのではないか、そして、そこにおいてはこういった問題があるということ、米村先生からの的確に御紹介いただきました。私自身、内閣府におきまして、現在、次世代医療基盤法の見直しのワーキンググループの主査を務めておりますが、それとの関係で申しますと、一番大きなポイントは、この情報管理機関が一つなのか複数なのか、制度設計上難しい問題でございます。これが基本的に一つと決まっているということであれば、話はかなり簡単でございます。つまり、ここに公共的な責務を負わせた上で、そこに資源も規律も集中させるということで、まずはいいのだと思います。むしろ問題は利活用機関の範囲をどう捉えるか、これが薄く広がっている場合には、リスクが累積的に高まっていきますので、それに対する強めの規律、あるいは管理機関の契約による縛り、もう二度と情報を出してやらないぞという縛り、あるいはこの管理機関に対する監督を通じて、利活用機関に対してきっちりとした監督を行っていくということが必要になりますし、逆に、利活用機関が少なくとも最初のうちはある程度限られているということであれば、情報管理機関と利活用機関の間の契約で縛ることができるかもしれないといった問題はございます。

それから3点目に、先ほどデジタル庁が取りまとめた方針は、板倉先生が確か御議論に参加されて、私も板倉先生のお供みたいな感じで加わったところもございませぬけれども、これは公共的な情報がオープンデータ的に世の中一般に出ていったとき、あるいは登記情報等の一般に使われることが予定されているデータが世の中でデジタルになって見られるようになったときのリスク一般について検討した、非常に貴重なものだと思います。その意味で、この場で参照されるに値するものだと思います。他方、民事判決データについては、これまで御議論ありましたように、登記のデータが表に載っていますとかいうのはまた違いまして、判決文の中身に裁判を受ける権利を行使される原告の方、被告の方、関係者の方の様々な情報が入っている部分がある。しかし、そのことも含めて我々は裁判の公開という制度を設けている、このことは小塚先生、繰り返し御指摘のあるとおりであります。そういったものに特有のプライバシーのリスク、プライバシーといってもいろいろ多義的でございますけれども、それがここで一体何なのか。普通の個人情報であるとか、公的な情報が一般にデジタル化されることに関連するリスクとは違うリスクが、プライバシーという言葉でとどまらずに、その実質が何であるのかということとの関係で加えて、繰り返しになりますが、利活用機関での直接的な対応を求めるのか、情報管理機関を通じた規律でいいのか。もう少し深掘りしていく必要があるかなと思っております。

すみません。私から以上でございます。

山本座長：

ありがとうございます。ちょっと私から 1 点だけ。今の宍戸委員の御発言との関係では、情報管理機関の数を一元化するかどうかという点については、今までの委員の御発言の中では、その一元化というか一つにするということに賛成の御意見は多かったように思うのですが。ただタニグチ委員などから御指摘がありましたように、なお、この点は論点としてそ上に残っているということで御議論いただく機会は必ず設けたいというふうに思いますので、またその節、御議論をいただければと思います。

はい、それでは続きまして、板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

簡潔に二つだけ。一つは執行をどなたが行うのかというのと、繰り返し私が申し上げている、普通の判例データベースと同様に提供する際に個人情報保護法の第三者提供をどうやってクリアするのかという問題があり、いずれも個人情報保護委員会と調整が要るのではないかと思いますので、それはここで呼んできてお話を聞くのか事務局がお話を聞くのかは私は問いませんが、早めに調整が必要かなと思いました。

もう一つは、情報管理機関が一つであって通常の業規制のようにやって、例えば許認可なのか指定なのかが取り消された場合、ミッションクリティカルなので、いなくなっちゃうという問題がありますので、一つの場合はゼロになってしまうような何らかの手当てが要るのではないかというようなことがあります。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員、お願いいたします。

町村委員：

概括的な意見を言えということなのでこの機会に言っておきますけれども、やっぱり仮名化するとはいえですね、個人情報保護法的にいうと要配慮個人情報となり得るようなデータが多く含まれるだろうということは間違いないところだと思うので、そうすると、個人情報保護法が要配慮個人情報について保護するスキームは本人同意をもって取得からコントロールするという話だと思うのですが、そのようなやり方はおよそ考えられないので、それとは別の考え方で、ほぼ双方の実質を考えると、そういうことにならざるを得ないと思うのですよね。そういう前提で制度を作っていく必要があるし、それから法整備も必要だというふうに思います。ですから、個人情報保護委員会との関係で何らかの意見交換をされる場合には、そういうところも含めてですね、実質的な議論をする必要があるのではないかなというふうに思いました。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。この点につきましては先ほどもあ

りましたようにまた今後、どこかで御議論を正面からいただくということで本日の段階としてはこの程度でよろしゅうございましょうか。事務局から何かございますか。

事務局：

渡邊です。特にございません。本日は様々な観点から御指摘を頂きましたので、更に整理して資料作りに努めたいと思います。

山本座長：

ありがとうございました。それでは本日の御議論はこの程度というふうにさせていただければと思います。事務局の方から今後の日程等を御説明いただければと思います。

事務局：

渡邊です。次回以降の会議の予定は、会議用資料として配布した資料のとおりとなります。議事の詳細は後日、事務局の方から改めて御連絡差し上げたいと思います。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは本日の審議はこれにて終了とさせていただきます。本日も長時間にわたりまして大変活発な積極的な御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。引き続き、どうかよろしく願いをいたします。

それでは本日はこれにて終了いたします。ありがとうございました。